

加入者の医療保険制度等の認知率に関する 調査報告書について

目次

1 調査の実施概要	2
2 調査結果のポイント	6
3 調査結果	
(1)保険料に関する認知率	16
(2)現金給付に関する認知率	19
(3)健診・保健指導に関する認知率	22
(4)協会けんぽの取組等に関する認知率	27
(5)医療のかかり方に関する内容認知率	36
(6)情報周知状況	38
4 分野ごとの認知率	46
5 支部ごとの認知率	51
6 資料編	55

1 調査の実施概要

1 調査の実施概要

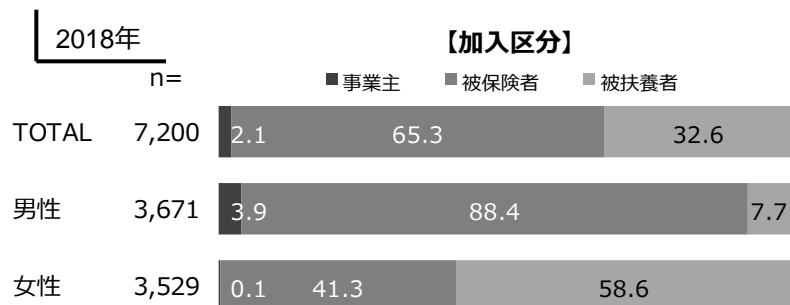
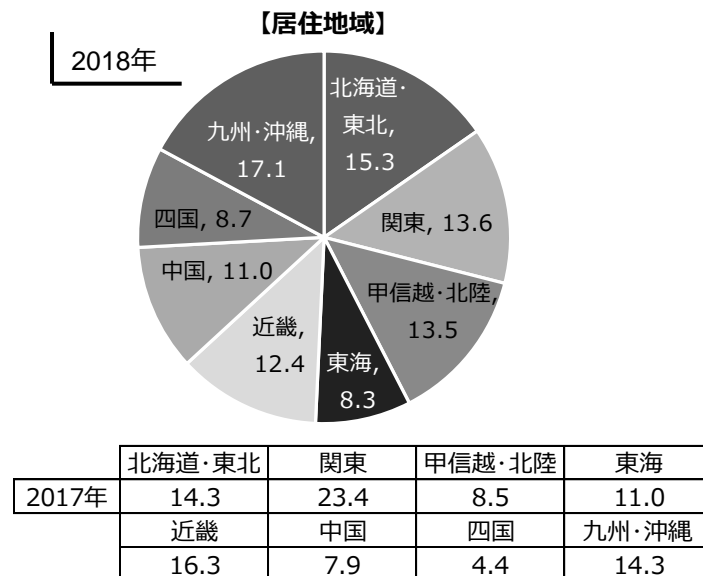
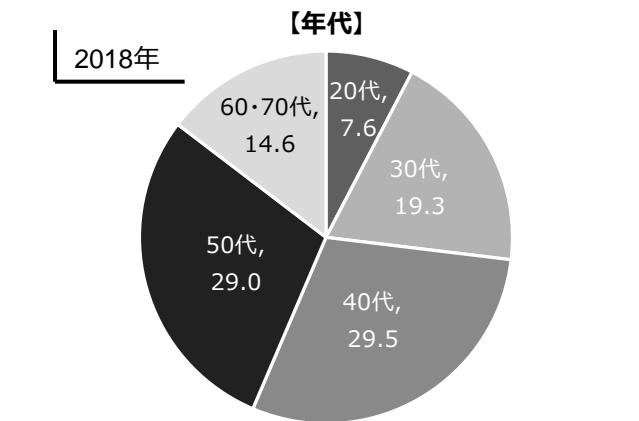
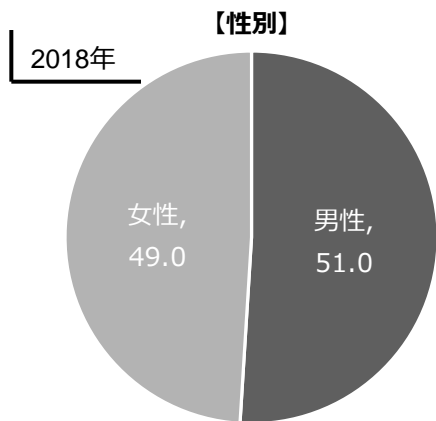
(1)調査の目的	協会けんぽ加入者を対象に、保険料や現金給付、健診・保健指導、その他協会けんぽの取組、介護保険等に関する認知率を把握する。
(2)調査設計	<p><調査対象者> 調査委託先のインターネットモニターのうち、協会けんぽの加入者(事業主・被保険者・被扶養者)。いずれも事前調査により把握した。</p> <p><対象者条件> 20歳から74歳男女。年代、性別、地域に偏りが無いよう、協会けんぽの加入者構成比に準じてサンプル設計。</p> <p><対象者数> 有効回収数 7,200サンプル</p>
(3)調査手法	インターネット調査
(4)調査実施時期	平成30年12月7日～12日

1 調査の実施概要 (続き)

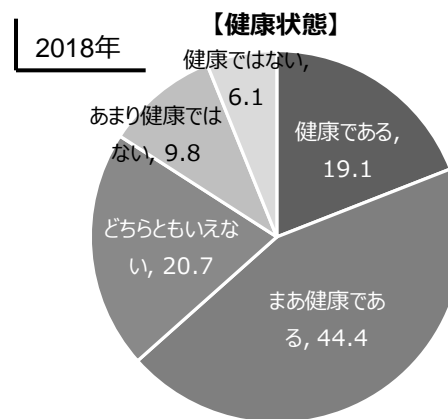
(5)調査内容	<ul style="list-style-type: none">● 保険料に関する認知率● 現金給付に関する認知率● 健診・保健指導に関する認知率● 協会けんぽの取組等に関する認知率● 医療のかかり方に関する内容認知率● 情報周知方法について
(6)報告書の見方	<ul style="list-style-type: none">● 本調査において、複数回答のデータにはその旨記載している。特に記載のないデータは単数回答である。● 本文および図表中において、選択肢を簡略化して記載している場合がある。詳細は調査票を参照のこと。● 他の加入区分と比較して高い等、特徴的な結果は数表中の該当箇所を網掛けで示している。

1 調査の実施概要 (続き)

(7) 回答者基本属性



2017年	n=	事業主	被保険者	被扶養者
TOTAL	4,402	3.0	71.8	25.3
男性	2,191	5.6	85.7	8.7
女性	2,211	0.3	58.0	41.7



※2018年新設問

※いずれもn=7,200、単位は%

2 調査結果のポイント

2 調査結果のポイント 全体傾向まとめ

【全体の傾向】

- 5分野ごとの本年の平均認知率(47~48ページ参照)を見ると、①保険料は28.5%(前年30.0%)、②現金給付は49.5%(前年46.4%)、③健診・保健指導は48.1%(43.9%)、④協会けんぽの取組等は25.7%(23.2%)、⑤医療のかかり方は37.7%(前年設問無し)となっている。(※今年前年と全設問平均)
- 前年と今年での注視課題項目を扱っているという意味で課題の推移をみると、**同様のレベル、もしくは課題項目の認知・興味はアップトレンドで推移しているとみられる。分野別にも「保険料」「現金給付」「健診・保健指導」「協会けんぽの取組み」ともに、テーマの分野括りの認知率は同様のレベル、アップトレンドで推移したといえる。**
- 一方で前年と今年の同一項目の詳細で見ると、医療保険制度と協会けんぽの活動に対する認知率が低下傾向が見られる項目が存在する。(49~50ページ参照)今年前年で同質問を見ると、①保険料は28.6%(前年30.0%)、②現金給付は49.5%(前年60.0%)、③は29.6%(26.3%)、④協会けんぽの取組等は29.8%(34.8%)となっている。(※前年と同項目設問平均)
- 「健診・保健指導」は、前年今年と同項目では若干の認知率アップが見られたが、「現金給付」の詳細項目では低下が見られた。**よって各分野個々の詳細項目では、低下項目の検討が必要とされる(各対象属性、時代性、などで必要度の優先度の検証)。**
- 属性別に見ると、総じて**事業主の方が被保険者・被扶養者に比べて認知率が高く、分野としては特に、「保険料」に関する項目でその傾向が強く見られる。**
- **中でも、被扶養者での「協会けんぽの健診の受診経験がある」は、前年42.4%から今回25.6%に落ちており、被扶養者での「知っているが、この健診を受けたことがない」が前年36.7%から21.5%に落ち込みが大きい。(P23)**
- 認知率施策との関係で低下原因の検討が望まれる。
- **保健制度・活動認知率低下要因の一つとして「職場での情報周知低下」が見られる。認知の方法として構造は前年と大きく変わってはいない。しかし、健保情報周知のために「特に何もしていない」が51.5%と過半数を超え、職場(現場)での情報周知の方法それぞれの認知率の減衰が見られている。(P38~44)**
- 情報を得やすい手段は「ホームページ」「SNS」以外、「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」以下をはじめ情報を得やすい手段は割合が低く、かつ低下している。
- 情報を得やすい手段で、前年に比べ、**情報発信手段で「協会けんぽのホームページ」が大きい。しかしデジタルでも「SNS」も含め低下している要素もあり、身近に接触する認知手段(SNSも含め)ホームページ以外の「身近な手段」が減り、全体の健保の情報接触手段の低下が見られ、懸念される。**
- 結果、全体に「ホームページ」と「その他」手段とその他手段の格差が広がっている。**ホームページにつなげる身近な手段(SNS,職場、案内パンフなど)で「医療保険の仕組み、保険料率等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信が肝要となっている。**
- **健康保険や健康づくりで「必要だと思う情報」、「十分に得られていない」と評価される情報が多くあげられ、求められている。「現金給付(傷病手当金、高額療養費等)の種類、申請方法について」40.1%、次いで「保険料率について」31.5%、「退職後の健康保険(任意継続)について」25.5%、「健診・保健指導の内容、手続き方法について」25.4%が望まれる情報のトップ4となっている(P45)**

2 調査結果のポイント 前年比

TOTALで前年よりアップしている項目

‘18-‘17アップ率（差+%） グラフの左向きは「-マイナス」

		TOTAL	事業主	被保険者	被扶養者
1位	医療費通知で領収書の添付は不要	9.8	11.1	11.1	8.1
2位	被扶養者が特定健康診査補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること	8.9	-8.7	6.4	13.3
3位	様々なサービス（銀行の低利融資や料金割引等）を受けられること	7.4	11.9	7.1	-
4位	コラボヘルス従業員の健康度を見える化したツールを配付	6.3	6.5	6.2	-
5位	コラボヘルス事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること	6.0	12.1	5.9	-
6位	あなた（またはあなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか	5.2	11.5	6.6	2.4

- 健保情報の課題対応と施策評価により、新期計画が求められる。

2 調査結果のポイント 前年比

TOTALで前年よりダウンしている項目

- ② 健保、協会けんぽに関与度が高い人が、前年に多く入っていた。
 →被扶養者要件の影響は大きい
 →協会けんぽの健診を受けていない人が減っていないか？

- ① 全般に「被扶養者」にマイナスの要件が多い。
 特に協会けんぽの受診経験が少ない。

‘18-’17ダウン率差 (%) グラフの左向きは「-マイナス」

18/17ダウン率

	TOTAL	事業主	被保険者	被扶養者
1位 保険料は、被保険者と事業主が半分ずつ負担	-18.9	-17.4	-17.1	-20.2
2位 ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等であると国が認可した薬	-18.0	-11.6	-18.0	-9.4
★ 3位 健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること	-15.2	-17.6	-17.8	-10.0
★ 4位 出産育児一時金	-14.1	-14.8	-13.7	-17.1
5位 任意で健康保険に継続して加入できる制度がある	-12.3	-1.0	-10.6	-16.4
6位 年1回「医療費のお知らせ」を送付	-12.2	1.6	-11.0	-15.2
7位 療養費の支給	-12.0	-15.0	-8.8	-19.0
8位 限度額適用認定証	-11.3	-8.2	-9.5	-16.2
9位 マイナンバーカードで手続きを省略できる「情報連携」が開始された	-10.9	-4.9	-9.1	-15.0
10位 ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3~5割程度薬代が安くなること	-10.2	-10.7	-10.3	-11.1
11位 傷病手当金	-10.1	-6.4	-8.8	-12.3
★ 12位 協会けんぽの健診の受診経験がある	-8.5	3.4	-4.5	-24.2
13位 任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる	-8.2	3.3	-6.6	-11.6
14位 健診にかかる費用負担はどのようになっているのか	-8.1	-0.2	-9.0	-6.7
15位 ジェネリック医薬品の使用割合は、約75%に達している	-7.7	-13.3	-5.3	-11.8
16位 いつまでにどこに申請すればいいのか	-7.4	-9.5	-8.3	-5.2
17位 給付の金額がどの程度なのか	-7.3	-3.9	-8.3	-5.8
18位 給付を受けられる条件	-6.3	-9.0	-7.2	-3.9

- 健保情報の必要度（会員の必要度、協会の戦略シナリオ）に応じたプライオリティで対策の検討が求められる。

2 調査結果のポイント

【分野(1)保険料】

①保険料に関する認知率

◆「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は55.4%(前年74.3%)、事業主では78.0%(前年95.4%)である。一方、最も認知率が低いのは「加入支部の保険料率が何%か」で12.9%(前年9.7%)、事業主では32.0%(28.5%)、被保険者で14.9%(10.4%)である。「介護保険料は、健康保険の保険料と一括で徴収」の認知率は39.4%、事業主では62.0%である。いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順となっている。

□<前年比較>「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は大きく落ちている、事業主でも同様である。

□その他、いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順である傾向は同様となっている。

②医療保険の財源や使途等に関する認知率

◆「協会けんぽの運営する医療保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること」の認知率は33.3%(前年36.0%)。「協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金とっていること」の認知率は17.0%(14.3%)、「医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造」の認知率は23.8%(26.8%)と低いレベルとなっている。

□<前年比較>「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は大きく落ちている、事業主でも同様である。「協会けんぽの保険財政は赤字構造」の認知率はもともと高くはないが、さらに5%ほど、“被保険者での落ち”を反映して、落ちている。その他、いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順である傾向は同様となっている。

【分野(2)現金給付】

①現金給付等の認知率

◆認知率が高いのは、「高額療養費」68.9%(前年77.5%)と「出産育児一時金」57.8%(前年71.9%)だが、今年は6割台、5割台と前年7割超から落ちている。「療養費の支給」「限度額適用認定証」はそれぞれ35.6%(前年47.6%)、38.1%(前年49.4%)と3割台の認知率で3人に1人強の認知率と低く、前年の2人に1人弱の認知率から落ちている。「出産育児一時金」57.8%(前年71.9%)の認知率減が7割台から5割台に落ち込みが大きく、「出産手当金」49.4%(56.2%)と出産関係の給付認知率が落ちている。

□<前年比較>「現金給付等サービス」の認知率は「出産育児一時金」を筆頭に全体に落ち込みが大きく、事業主、被保険者、被扶養者それぞれに「現金給付等サービス」の認知率が落ちている。特に「被扶養者」でも落ち込みが全般的に大きくなっている。

②現金給付に関してわかりにくいと感じること

◆半数以上の人々が、「申請に必要な手続きや書類」56.7%(前年60.4%)、「給付を受けられる条件」51.3%(57.6%)といった点でわかりにくいと感じたり、困ったことがあったと回答している。次いで分かりにくいこととして「いつまでにどこに申請すればいいのか」48.3%(55.7%)があげられ、やはり半数に近い。「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはなかった」との回答は21.2%(18.1%)と5人に1人程度の評価。加入区分による違いはさほど見られない。

□<前年比較>「現金給付に関してわかりにくいと感じること」は全体に若干少なくなったものの、変わらず「申請に必要な手続きや書類」「給付を受けられる条件」は半数以上、「いつまでにどこに申請すればいいのか」もほぼ半数の人が分かりにくいと評価している。

2 調査結果のポイント

【分野(3)健診・保健指導】

①協会けんぽの健診認知率

- ◆「知っているが、この健診を受けたことがない」人まで含めると、認知率は52.7%(前年61.2%)である。
- ◆一方で、「協会けんぽの健診の受診経験がある」のは26.0%(32.1%)であり、認知率者でも49.3%が「この健診を受けたことがない」と回答している。
- ◆被保険者の認知率は50.9%(前年55.4%)と低く、受診経験も25.7%(28.7%)とほぼ4人に1人の割合にとどまっている。

□ <前年比較> 被扶養者での「協会けんぽの健診の受診経験がある」は、前年42.4%から今回25.6%に落ちており、被扶養者での「知っているが、この健診を受けたことがない」前年36.7%から21.5%に落ち込みが大きい。

②協会けんぽの健診手続きに関する認知率

◆最も認知率が高いのは「被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること」73.9%。次いで「健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること」64.2%(前年79.4%)、「被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと」60.1%である。

◆※今年は評価セル(対象者の回答がない)が異なっており、注意

◆被保険者が生活習慣病健診を受ける場合の費用補助に関して、事業主では53.1%の認知率であり、被保険者では39.6%にとどまっている。

□ <前年比較> 事業主の評価は全般に前年から認知率が下がる傾向が見られるが、特に「健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること」62.8%(前年 80.6%)、「被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと」61.1%(78.3%)の落ちが大きい。

③協会けんぽの健診に関する取組認知率

◆全回答者のある事業主で見ると、最も認知率が高いのは「特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること」50.7%(前年50.0%)「健診後の保健師等による健康相談等のサポートの実施」46.0%(44.6%)、「重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」34.7%(37.7%)となっている。

◆「特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること」「重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」の認知率は、事業主が高く、被扶養者、被保険者の認知率は低い。

□ <前年比較> 事業主の評価は3項目で前年から認知率が上がっており、認知率度最下位ではあるが、「事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること」32.0%(25.4%)の上昇率は特に大きい。

2 調査結果のポイント

【分野(3)健診・保健指導】

④ 健診に関してわかりにくいと感じること

- ◆48.1%(前年43.5%)は「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない」と回答し、アップしている。
- ◆わかりにくいと感じたこと、困ったことの内容としては、事業主・被保険者・被扶養者のいずれにおいても「健診にかかる費用負担」をあげる割合が高い。

□ <前年比較> 「健診にかかる費用負担はどのようになっているのか」34.8%(前年42.9%)「健診の申込みはどのように行ったらよいのか」31.6%(34.2%)、「健診結果はどのように見ればよいのか」18.0%(24.1%)ともに、わかりにくいと感じたの割合は下がっている

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

◆全体として、医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率が高いのは、「ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」62.9%、「ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること」61.6%、「年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること」44.2%、「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」35.9%、「任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」32.6%

◆逆に認知率が低い項目は、「あなた(またはあなたの扶養者)の職場では健康宣言をしているかどうか」10.0%、「コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、「様々なサービス(銀行の低利融資や料金割引等)を受けられること」10.1%、「健康宣言をした企業とその従業員は、「様々なサービス(銀行の低利融資や料金割引等)を受けられること」11.1%、「ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること」12.0%、「健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること」12.2%となっている。

(4) ① 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 <ジェネリック医薬品>

◆「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」61.6%(前年79.6%)、「先発医薬品と比べ3～5割(前年は*5割程度安くなる)程度薬代が安くなること」62.9%(73.1%)は6割超の認知率である。

◆一方で、その詳細については「協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること」「協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること」は1～2割程度の「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」、「先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」の認知率は5人に3人が知っているが、共に前年の認知率を下げている、事業主、被保険者、被扶養者それぞれも認知率を下げている。

□ <前年比較> 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」、「先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」の認知率は5人に3人が知っているが、共に前年の認知率を下げている、事業主、被保険者、被扶養者それぞれも認知率を下げている。

2 調査結果のポイント

(4) ②医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜医療費通知＞

「年1回『医療費のお知らせ』を送付していること」の認知率は44.2%(前年56.4%)である。
「この医療費通知は、確定申告において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)」28.5%(前年18.7%)の認知率は上昇したもののまだ3割を下回る。被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。

□＜前年比較＞「年1回『医療費のお知らせ』を送付していること」の認知率は前年の認知率を下げており、逆に「医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)」は認知率を上げている。事業主は認知率をあげているが、被保険者、被扶養者はそれぞれ大きく認知率を下げている。

(4) ③医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜第三者行為による傷病届ほか＞

「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」35.9%(前年36.6%)の認知率。
「交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと」は、15.9%(13.3%)の低い認知率となっている。

□＜前年比較＞「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」はほぼ横ばいの認知率。
□「交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと」は、若干認知率を上げているものの、10%半ばの低い認知率となっている。

(4) ④医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜健康保険の任意継続＞

◆健康保険の任意継続については、「市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」の認知率は32.6%(前年44.9%)、「任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと」27.8%(前年聴取無し)、「任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければいけないこと」21.7%(27.0%)となっている。

◆任意継続の詳細については、被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。

□＜前年比較＞「市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」の認知率は前年の認知率を下げており、事業主は認知率が変わらないが、被保険者、特に被扶養者は大きく認知率を下げている。

2 調査結果のポイント

(4) ⑤医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜マイナンバー＞

◆マイナンバーについては、「行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと」は21.5%(前年32.4%)、「協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること」は15.3%(前年16.1%)の認知率である。

◆現金給付の申請におけるマイナンバーの記入については、被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。

□＜前年比較＞マイナンバーの「行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと」の認知率はダウンした。

(4) ⑥医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜コラボヘルス＞

◆コラボヘルスについては、いずれの内容も数10%台前半と低い認知率である。

◆被保険者に比べると事業主の認知率が高いが、いずれの内容も1割台～2割台となっている。

□＜前年比較＞コラボヘルスについて今年聴取した事業主、被保険者共に、認知率は小さいものの、3項目で前年より認知率が向上している。

(4) ⑦医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜インセンティブ制度＞

◆インセンティブ制度については、「ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること」について、12.0%(前年聴取無し)の認知率である。

◆被保険者・被扶養者に比べると事業主の認知率が高いが、それでも22.0%(前年聴取無し)である。

2 調査結果のポイント

(5) 医療のかかり方に関する内容認知率

- ◆医療のかかり方については、「医療機関の診療時間外(夜間・休日)に受診すると割増料金がかかること」は52.2%の認知率。次いで「ハシゴ受診は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること」37.3%、「紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されること」について、35.2%の認知率である。(※前年聴取無し)
- ◆被保険者・被扶養者に比べると上位3項目は、事業主の認知率が高いが、それでも被保険者・被扶養者で3割から5割の認知率となっている。
- ◆「子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先(小児救急電話相談：#8000)があること」の認知率は、被扶養者が34.8%で最も高い。

(6) ①職場での情報周知状況

- ◆職場での情報周知の方法としては、「回覧板で閲覧される」10.7%(前年10.0%)、「事業所内の壁等に掲示コーナーがある」10.3%(9.0%)「通知や情報誌等が各個人に配布される」9.4%(10.5%)、が上位となっている。
- ◆一方で、「どのように周知されているか、わからない」、「特に何もしていない」との回答は合わせて63.3%(前年61.4%)を占めており、職場で十分に情報が周知されていないケースも多く見られる。

(6) ②情報を得やすい発信手段

- ◆情報を得やすい手段で、いずれの内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆事業所内での「医療保険の仕組み、保険料率等」の情報発信では、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。
- ◆発信内容別に見た詳細は次頁以降(ページ)を参照。

□<前年比較> 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が上昇している。一方で、その他の内容と情報発信手段は下がっており、「わからない」との評価が前年4割前後が5割半ばに増え、健保情報接触が低下している。

(6) ③必要な情報(または、十分に得られていないと思われる情報)

- ◆健康保険や健康づくりで「必要だと思う情報」で、「十分に得られていない」とされる情報は、「現金給付(傷病手当金、高額療養費等)の種類、申請方法について」40.1%、「保険料率について」31.5%、「退職後の健康保険(任意継続)について」25.5%、「健診・保健指導の内容、手続き方法について」25.4%がトップ4となっている。

3 調査結果

(1) 保険料に関する認知率

(2) 現金給付に関する認知率

(3) 健診・保健指導に関する認知率

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

(5) 医療のかかり方に関する内容認知率

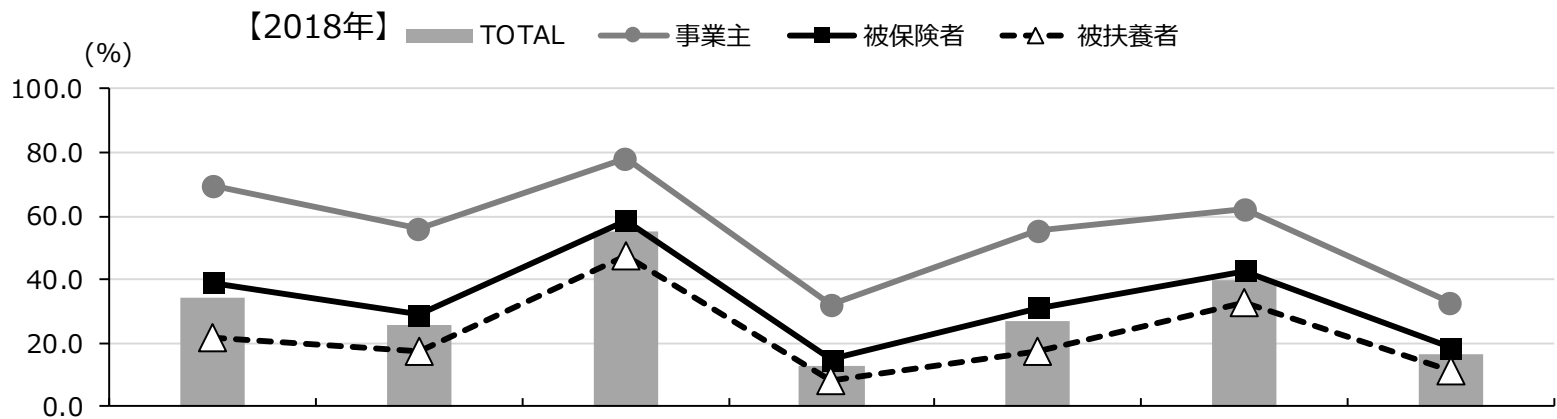
(6) 情報周知状況

(1) ① 保険料率等に関する認知率

問1 以下の医療保険の保険料率等に関する内容を、あなたはご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ 「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は55.4%(前年 74.3%)、事業主では78.0% (前年95.4%)である。
- ◆ 最も認知率が低いのは「加入支部の保険料率が何%か」で12.9% (前年9.7%)、事業主では32.0% (28.5)%、被保険者で14.9% (10.4%)である。
- ◆ 「介護保険料は、健康保険の保険料と一括で徴収」の認知率は39.4%、事業主では62.0%である。
- ◆ いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順となっている。

前年比較	<input type="checkbox"/> 「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は大きく落ちている、事業主でも同様である。
	<input type="checkbox"/> その他、いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順である傾向は同様となっている。



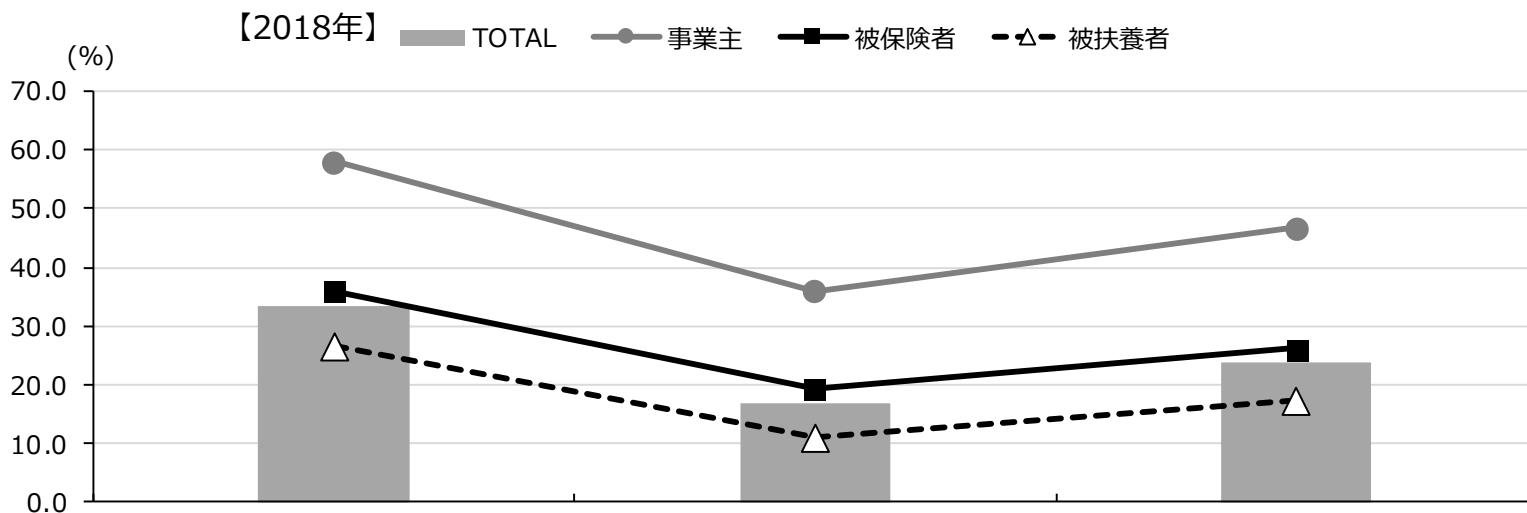
	n=()は2017年	協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること		協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること		保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること		あなたが自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か		保険料の額は、標準報酬月額(※)に保険料率をかけて計算されること		40歳以上の人は介護保険料を負担する必要があり、40～64歳の健康保険加入者の負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一括で徴収されていること		協会けんぽの介護保険料率は、全支部で同一であること	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	34.0	37.3	25.6	24.9	55.4	74.3	12.9	9.7	27.2	25.8	39.8	-	16.4	-
事業主	150(130)	69.3	70.8	56.0	52.3	78.0	95.4	32.0	28.5	55.3	60.0	62.0	-	32.7	-
被保険者	4,700(3,160)	39.1	39.9	28.9	25.9	58.8	75.9	14.9	10.4	31.1	27.0	42.6	-	18.4	-
被扶養者	2,350(1,112)	21.5	25.9	17.1	19.1	47.2	67.4	7.9	5.7	17.5	18.3	32.8	-	11.2	-

(1) ②医療保険の財源や用途等に関する認知率

問2 以下の協会けんぽが運営する医療保険の財源や用途等に関する内容を、あなたをご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ 「協会けんぽの運営する医療保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること」の認知率は33.3%(前年36.0%)。
- ◆ 「協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること」の認知率は17.0%(14.3%)、「医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造」の認知率は23.8%(26.8%)と低いレベルとなっている。
- ◆ いずれの内容についても、事業主に比べ、被保険者・被扶養者の認知率は低い。

前年比較 □ 「協会けんぽの保険財政は赤字構造」の認知率はもともと高くはないが、さらに5%ほど、「被保険者の落ち」を反映して、落ちている。
 □ その他、いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順である傾向は同様となっている。



	n()は2017年	協会けんぽの運営する健康保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること		協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること		協会けんぽ設立以来、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	33.3	36.0	17.0	14.3	23.8	26.8
事業主	150(130)	58.0	58.5	36.0	28.5	46.7	46.9
被保険者	4,700(3,160)	35.9	36.2	19.4	14.9	26.1	27.2
被扶養者	2,350(1,112)	26.7	32.8	10.9	10.9	17.5	23.4

3 調査結果

(1) 保険料に関する認知率

(2) 現金給付に関する認知率

(3) 健診・保健指導に関する認知率

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

(5) 医療のかかり方に関する内容認知率

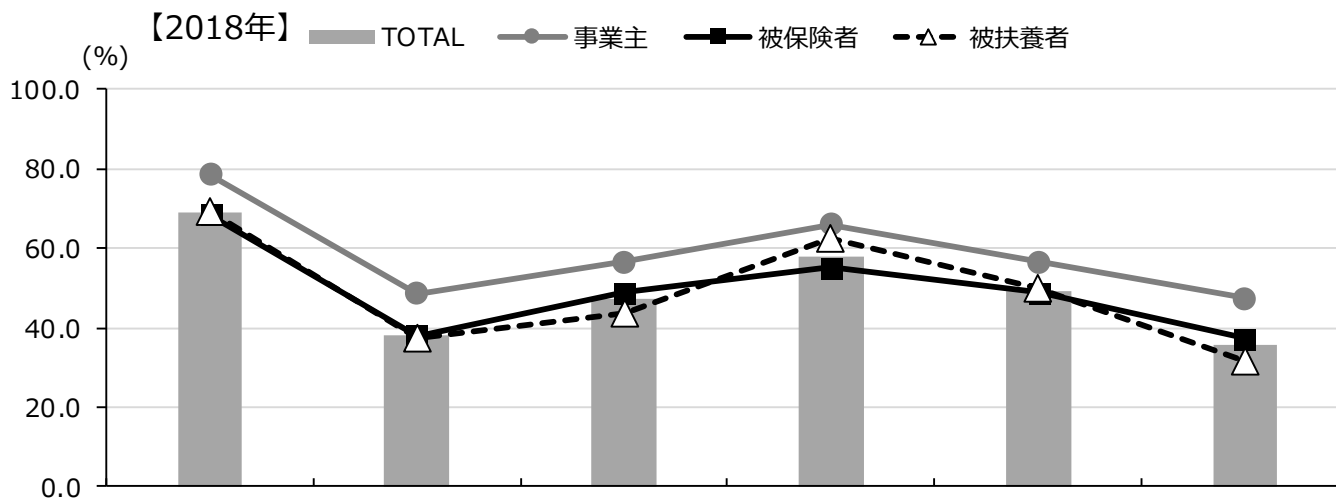
(6) 情報周知状況

(2) ①現金給付等の認知率

問3 医療保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。あなたはこれらをご存知ですか。それぞれについてお答えください。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ 認知率が高いのは、「高額療養費」68.9%(前年77.5%)と「出産育児一時金」57.8(前年71.9%)だが、今年は6割台、5割台と前年7割超から落ちている。
- ◆ 「療養費の支給」「限度額適用認定証」はそれぞれ35.6%(前年47.6%)、38.1%(前年49.4%)と3割台の認知率で3人に1人強の認知率と低く、前年の2人に1人弱の認知率から落ちている。
- ◆ 「出産育児一時金」57.8%(前年71.9%)の認知率減が7割台から5割台に落ち込みが大きく、「出産手当金」49.4%(56.2%)と出産関係の給付認知率が落ちている。

- 前年比較
- 「現金給付等サービス」の認知率は「出産育児一時金」を筆頭に全体に落ち込みが大きい。
 - 事業主、被保険者、被扶養者それぞれに「現金給付等サービス」の認知率が落ちている。特に「被扶養者」でも落ち込みが全般的に大きくなっている。



	n()は2017年	高額医療費		限度額適用認定証		傷病手当金		出産育児一時金		出産手当金		療養費の支給		単純平均	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	68.9	77.5	38.1	49.4	47.2	57.3	57.8	71.9	49.4	56.2	35.6	47.6	49.5	60.0
事業主	150(130)	78.7	80.0	48.7	56.9	56.7	63.1	66.0	80.8	56.7	63.8	47.3	62.3	59.0	67.8
被保険者	4,700(3,160)	68.3	77.0	38.1	47.6	48.8	57.6	55.3	69.0	48.9	54.7	37.3	46.1	49.4	58.7
被扶養者	2,350(1,112)	69.5	78.8	37.6	53.8	43.5	55.8	62.3	79.4	49.9	59.7	31.4	50.4	49.0	63.0

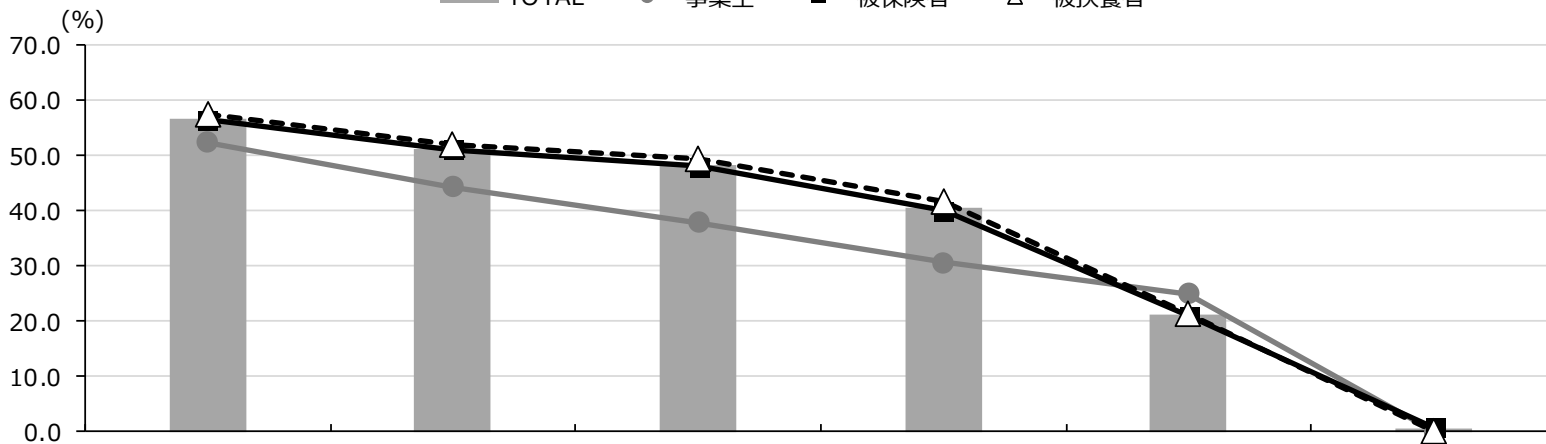
(2) ②現金給付に関してわかりにくいと感じること

問4 <問3で知っている現金給付があると答えの方にうかがいます。>
現金給付の内容を調べる際や申請する際に、わかりにくいと感じたことや困ったことはありましたか。(複数回答:回答はいくつでも)【いずれかの現金給付認知者】

- ◆ 半数以上の人、「申請に必要な手続きや書類」56.7%(前年60.4%)、「給付を受けられる条件」51.3%(57.6%)といった点でわかりにくいと感じたり、困ったことがあったと回答している。次いで分かりにくいこととして「いつまでにどこに申請すればいいのか」48.3%(55.7%)があげられ、やはり半数に近い。
- ◆ 「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはなかった」との回答は21.2%(18.1%)と5人に1人程度の評価。加入区分による違いはさほど見られない。

前年比較 □ 「現金給付に関してわかりにくいと感じること」は全体に若干少なくなったものの、変わらず「申請に必要な手続きや書類」「給付を受けられる条件」は半数以上、「いつまでにどこに申請すればいいのか」もほぼ半数の人がわかりにくいと評価している

【2018年】 TOTAL 事業主 被保険者 被扶養者



	n()は2017年	申請に必要な 手続きや書類		給付を受けられる条件		いつまでにどこに 申請すればいいのか		給付の金額が どの程度なのか		特にわかりにくいと感じたこ とや困ったことはなかった		その他	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	56.7	60.4	51.3	57.6	48.3	55.7	40.5	47.8	21.2	18.1	0.6	1.2
事業主	150(130)	52.4	50.9	44.4	53.4	37.9	47.4	30.6	34.5	25.0	19.0	0.0	0.9
被保険者	4,700(3,160)	56.5	60.9	51.1	58.3	48.1	56.4	40.1	48.4	21.1	17.6	0.8	1.0
被扶養者	2,350(1,112)	57.5	60.1	52.1	56.0	49.6	54.8	41.8	47.6	21.4	19.1	0.2	1.6

3 調査結果

(1) 保険料に関する認知率

(2) 現金給付に関する認知率

(3) 健診・保健指導に関する認知率

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

(5) 医療のかかり方に関する内容認知率

(6) 情報周知状況

(3) ①協会けんぽの健診認知率

問5

【事業主・被保険者：35歳以上】

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者向けの健診として「生活習慣病予防健診」を実施しています(協会けんぽが費用の一部を負担しています)。

【被扶養者：40歳以上】

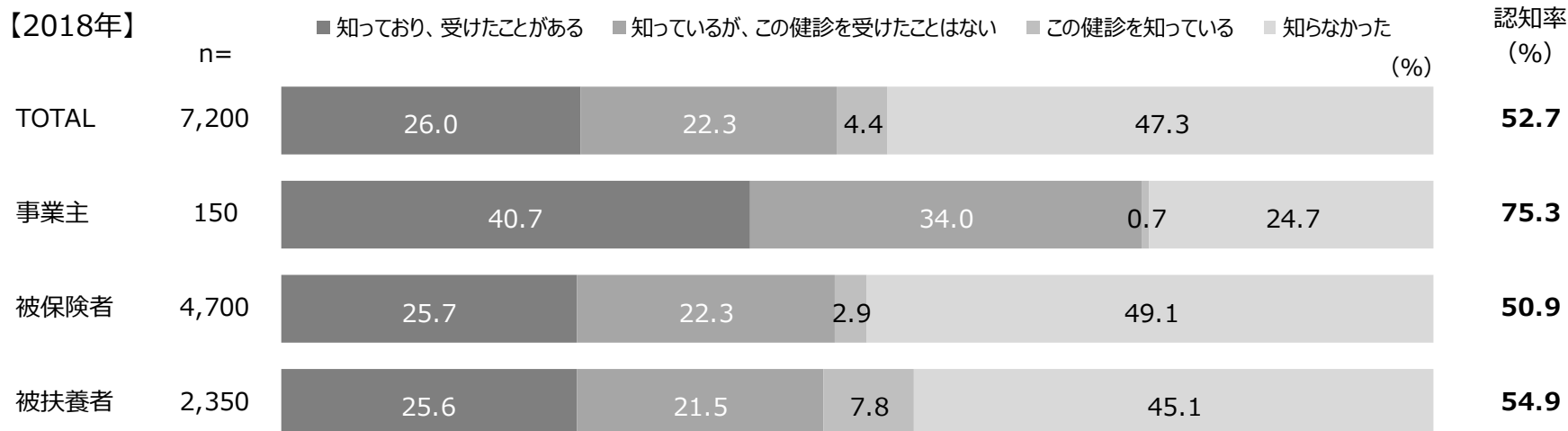
協会けんぽでは、被扶養者向けの健診として「特定健康診査」を実施しています。あなたはこの健診をご存知ですか。(回答は1つ)

※これらの健診は生活習慣病のリスクの早期発見と、リスクが見つかった方の生活習慣を改善していくための保健指導を受けていただくことを目的としています。

- ◆ 「知っているが、この健診を受けたことがない」人まで含めると、認知率は52.7%(前年61.2%)である。
- ◆ 一方で、「協会けんぽの健診の受診経験がある」のは26.0%(32.1%)であり、認知率者でも半数49.3%が「この健診を受けたことがない」と回答している。
- ◆ 被保険者の認知率は50.9%と低く、受診経験も25.7%(28.7%)とほぼ4人に1人の割合にとどまっている。

前年比較	<p>□ 被扶養者での「協会けんぽの健診の受診経験がある」は、前年42.4%から今回25.6%に落ちており、被扶養者での「知っているが、この健診を受けたことがない」が前年36.7%から21.5%に落ち込みが大きい。</p>
------	---

※前年は「この健診を知っている」の項目がなく、比較はデータなし

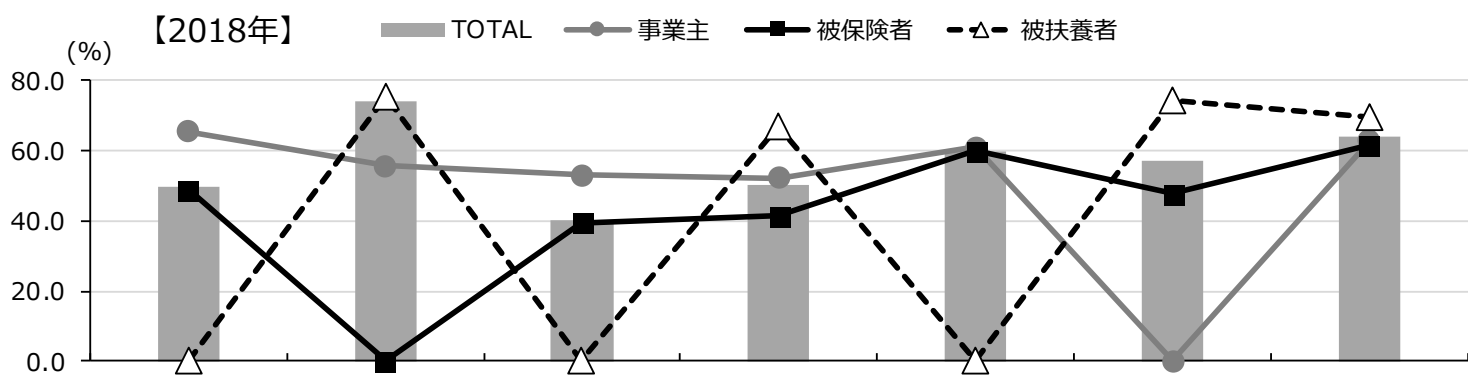


(3) ②協会けんぽの健診手続きに関する認知率

問6 協会けんぽの健診に関して、あなたは以下の内容をご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)【健診認知率者(被保険者35歳以上、被扶養者40歳以上)】

- ◆ 最も認知率が高いのは「被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること」73.9%。次いで「健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること」64.2%(前年79.4%)、「被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと」60.1%である。
※今年の評価セル(対象者の回答がない)が異なっており、注意
- ◆ 被保険者が生活習慣病健診を受ける場合の費用補助に関して、事業主では53.1%の認知率であり、被保険者では39.6%にとどまっている。

前年比較 □ 事業主の評価は全般に前年から認知率が下がる傾向が見られるが、特に「健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること」62.8%(前年 80.6%)、「被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと」61.1%(78.3%)の落ちが大きい。



	n=()は2017年	2018年		2017年		2018年		2017年		2018年		2017年		2018年		2017年	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年		
TOTAL	3,794(1,887)	49.5	50.9	73.9	54.0	40.3	36.4	50.4	41.5	60.1	66.6	57.0	56.0	64.2	79.4		
事業主	113(92)	65.5	72.8	55.8	57.6	53.1	62.0	52.2	60.9	61.1	78.3	-	63.0	62.8	80.4		
被保険者	2,391(1,267)	48.7	56.0	-	44.7	39.6	33.9	41.4	35.0	60.0	68.9	47.7	49.3	61.5	79.3		
被扶養者	1,290(528)	-	34.8	75.5	75.8	-	37.7	67.1	53.8	-	58.9	74.3	70.8	69.4	79.4		

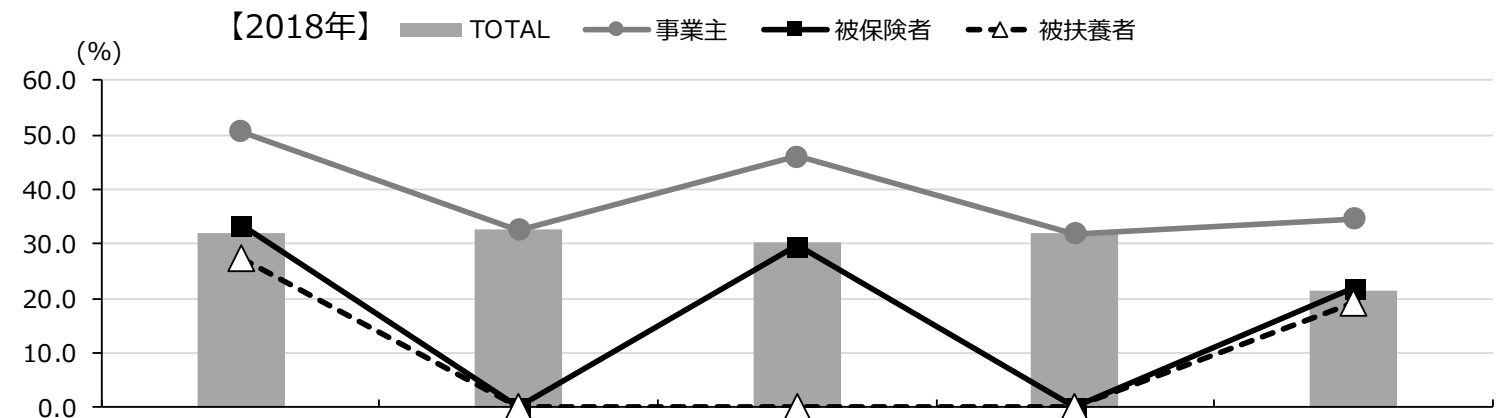
↑ ※協会けんぽの健診認知者の n 値。設問により赤字の条件で、回答者が更に絞られているので注意。

(3) ③協会けんぽの健診に関する取組認知率

問7 協会けんぽでは、健診に関して以下のことを行っています。あなたはこの内容をご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ 全回答者のある事業主で見ると、最も認知率が高いのは「特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること」50.7%(前年50.0%)「健診後の保健師等による健康相談等のサポートの実施」46.0%(44.6%)、「重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」34.7%(37.7%)となっている。
- ◆ 「特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること」「重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」の認知率は、事業主が高く、被扶養者、被保険者の認知率は低い。

前年比較 □ 事業主の評価は3項目で前年から認知率が上がっており、認知率最下位ではあるが、「事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること」32.0%(25.4%)の上昇率は特に大きい。



健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること	事業主が行う定期健診のデータについて、協会けんぽから提供を求められた場合には、法律(※高齢者の医療の確保に関する法律第27条)により提供する義務があること(事業主)*	健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること(事業主及び被保険者)*	事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること(事業主)*	健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること
--	---	---	--	--

		n=()は2017年		2018年		2017年		2018年		2017年	
TOTAL	7,200(4,402)	31.9	35.1	32.7	-	30.2	27.1	32.0	10.9	21.3	16.9
事業主	150(130)	50.7	50.0	32.7	-	46.0	44.6	32.0	25.4	34.7	37.7
被保険者	4,700(3,160)	33.5	35.4	-	-	29.7	28.0	-	10.9	21.9	16.4
被扶養者	2,350(1,112)	27.5	32.4	-	-	-	22.4	-	9.0	19.1	15.8

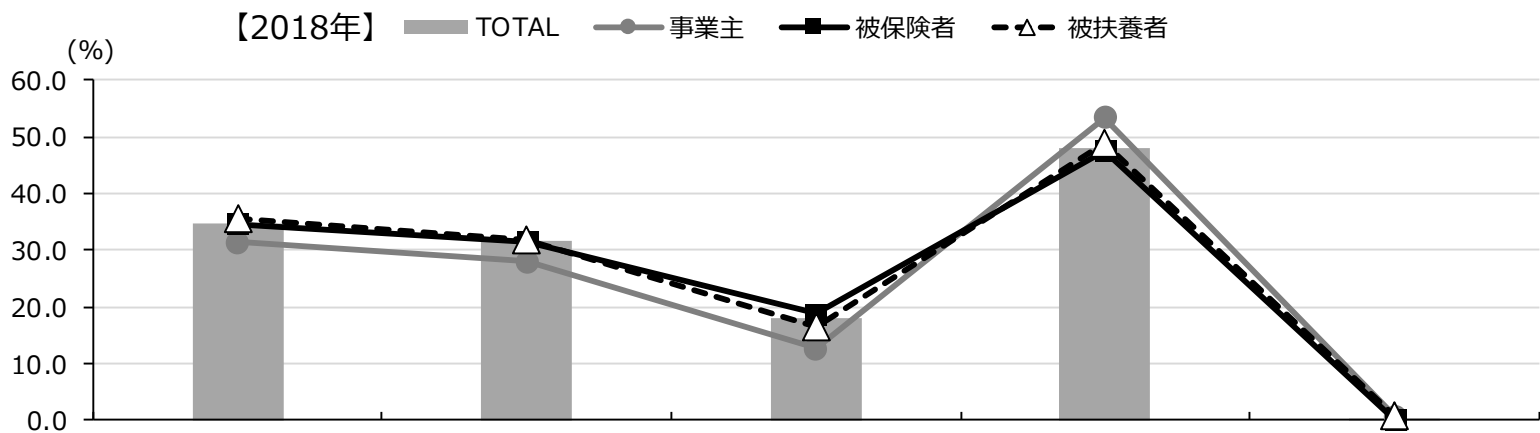
*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(3) ④ 健診に関してわかりにくいと感じること

問8 あなたは以下にあげる項目について、わかりにくいと感じたことや困っていることがありましたか。具体的にご記入ください。(複数回答：回答はいくつでも)

- ◆ 48.1%(前年43.5%)は「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない」と回答し、アップしている。
- ◆ わかりにくいと感じたこと、困ったことの内容としては、事業主・被保険者・被扶養者のいずれにおいても「健診にかかる費用負担」をあげる割合が高い。

前年比較 □ 「健診にかかる費用負担はどのようになっているのか」34.8%(前年42.9%)「健診の申込みはどのように行ったらよいのか」31.6%(34.2%)、「健診結果はどのように見ればよいのか」18.0%(24.1%)ともに、わかりにくいと感じたことの割合は下がっている。



	n=()は2017年	健診にかかる費用負担はどのようになっているのか		健診の申込みはどのように行ったらよいのか		健診結果はどのように見ればよいのか		特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない		その他	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	34.8	42.9	31.6	34.2	18.0	24.1	48.1	43.5	0.4	0.7
事業主	150(130)	31.3	31.5	28.0	26.9	12.7	19.2	53.3	50.0	0.7	0.8
被保険者	4,700(3,160)	34.6	43.6	31.6	33.9	18.9	24.2	47.6	42.8	0.2	0.5
被扶養者	2,350(1,112)	35.6	42.3	31.7	35.8	16.6	24.6	48.9	44.7	0.7	1.3

3 調査結果

- (1) 保険料に関する認知率
- (2) 現金給付に関する認知率
- (3) 健診・保健指導に関する認知率
- (4) 協会けんぽの取組等に関する認知率**
- (5) 医療のかかり方に関する内容認知率
- (6) 情報周知状況

(4) ① 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

- ◆ 全体として、医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率が高いのは、「ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」62.9%、「ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること」61.6%、「年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること」44.2%、「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」35.9%、「任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」32.6%
- ◆ 逆に認知率が低い項目は、「あなた(またはあなたの扶養者)の職場では健康宣言をしているかどうか」10.0%、「コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主にに対し、「事務所の従業員の健康度を見える化したツールを配布していること」10.1%、「健康宣言をした企業とその従業員は、様々なサービス(銀行の低利融資や料金割引等)を受けられること」11.1%、「ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること」12.0%、「健康宣言をした事業主が、コラボヘルスと称し従業員とその家族の健康づくりを進めていること」12.2%となっている。

[2018年]

	n=	知っている%			
		全体 7200	事業主 150	被保険者 4700	被扶養者 2350
1.マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと		21.5	32.0	23.0	17.8
2.協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること		15.3	23.3	17.2	10.9
3.退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)があること		32.6	51.3	34.2	28.1
4.任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと		21.7	32.0	23.6	17.1
5.任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと		27.8	48.7	29.3	23.5
6.協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること		12.2	26.7	11.8	0.0
7.健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス(銀行の低利融資や料金割引等)を受けられること		11.1	22.7	10.7	0.0
8.コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主にに対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配布していること		10.1	18.0	9.9	0.0
9.あなた(またはあなたの扶養者)の職場では健康宣言をしているかどうか		10.0	25.3	11.2	6.7
10.交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと		15.9	27.3	17.8	11.4
11.業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること		35.9	53.3	37.9	31.0
12.協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること		44.2	64.7	45.2	40.8
13.この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)		28.5	48.0	29.8	24.6
14.ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること		61.6	70.7	60.5	63.2
15.ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること		62.9	69.3	61.5	65.2
16.協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること		17.3	26.7	18.8	13.8
17.協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること		22.2	39.3	23.3	19.0
18.協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること		12.0	22.0	12.8	9.8

(4) ①医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

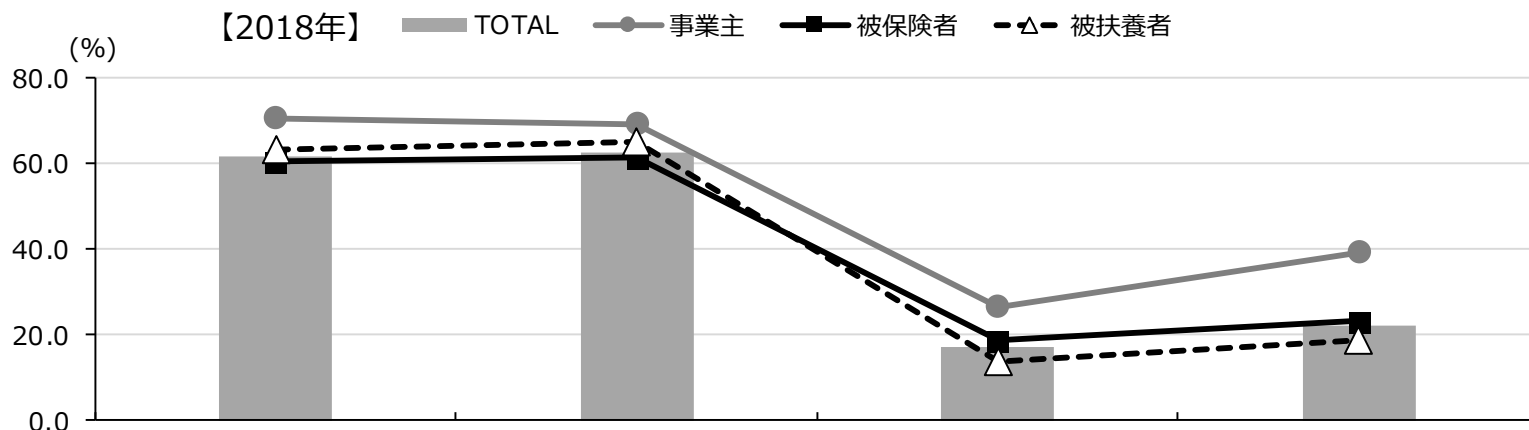
<ジェネリック医薬品>

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたにご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」61.6%(前年79.6%)、「先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」62.9%(73.1% * 5割程度安くなる)は6割超の認知率である。
- ◆ 一方で、その詳細については「協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること」「協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること」は1～2割程度の認知率にとどまっている。被保険者・被扶養者に比べると、事業主の認知率は若干高い。

前年比較 □ 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」、「先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」の認知率は5人に3人が知っているが、共に前年の認知率を下げている、事業主、被保険者、被扶養者それぞれも認知率を下げている。

<<ジェネリック医薬品>>



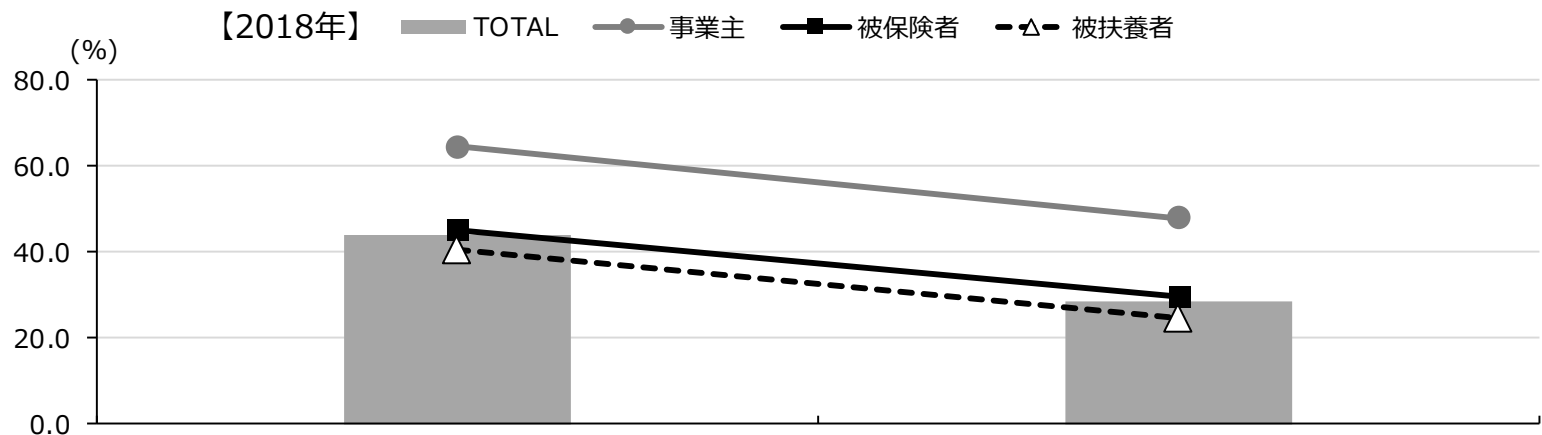
	n=()は2017年	ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること		ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること		協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること		協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	61.6	79.6	62.9	73.1	17.3	25.0	22.2	23.9
事業主	150(130)	70.7	82.3	69.3	80.0	26.7	40.0	39.3	40.0
被保険者	4,700(3,160)	60.5	78.5	61.5	71.8	18.8	24.1	23.3	23.2
被扶養者	2,350(1,112)	63.2	72.6	65.2	76.3	13.8	25.6	19.0	23.9

(4) ②医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

＜医療費通知＞

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたにご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「年1回『医療費のお知らせ』を送付していること」の認知率は44.2%(前年56.4%)である。 ◆ 「この医療費通知は、確定申告において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)」28.5%、(前年18.7%)の認知率は上昇したもののまだ3割を下回る。被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。 	
前年比較	<ul style="list-style-type: none"> □ 「年1回『医療費のお知らせ』を送付していること」の認知率は前年の認知率を下げているが、逆に「医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)」は認知率を上げている。事業主は認知率をあげているが、被保険者、被扶養者はそれぞれ大きく認知率を下げている。

＜医療費通知＞



	協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること	この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)		
n=()は2017年	2018年	2017年	2018年	2017年

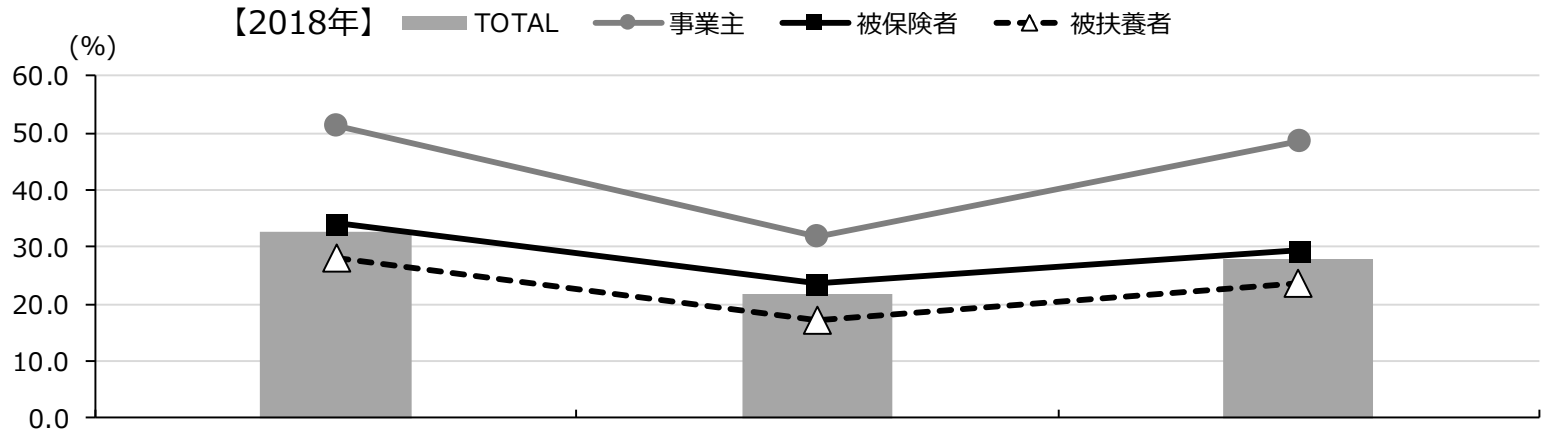
	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	56.4	28.5	18.7
事業主	150(130)	63.1	48.0	36.9
被保険者	4,700(3,160)	56.2	29.8	18.7
被扶養者	2,350(1,112)	56.0	24.6	16.5

(4) ③医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

＜健康保険の任意継続＞

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたをご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」35.9%(前年36.6%) の認知率。 ◆ 「交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと」は、15.9%(13.3%) の低い認知率となっている。 	
前年比較	<ul style="list-style-type: none"> □ 「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」はほぼ横ばいの認知率。 □ 「交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと」は、若干認知率を上げているものの、10%半ばの低い認知率となっている。

＜＜健康保険の任意継続＞＞



退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度（任意継続被保険者制度）があること

任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと

任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる（事業主の負担はない、負担上限あり）こと

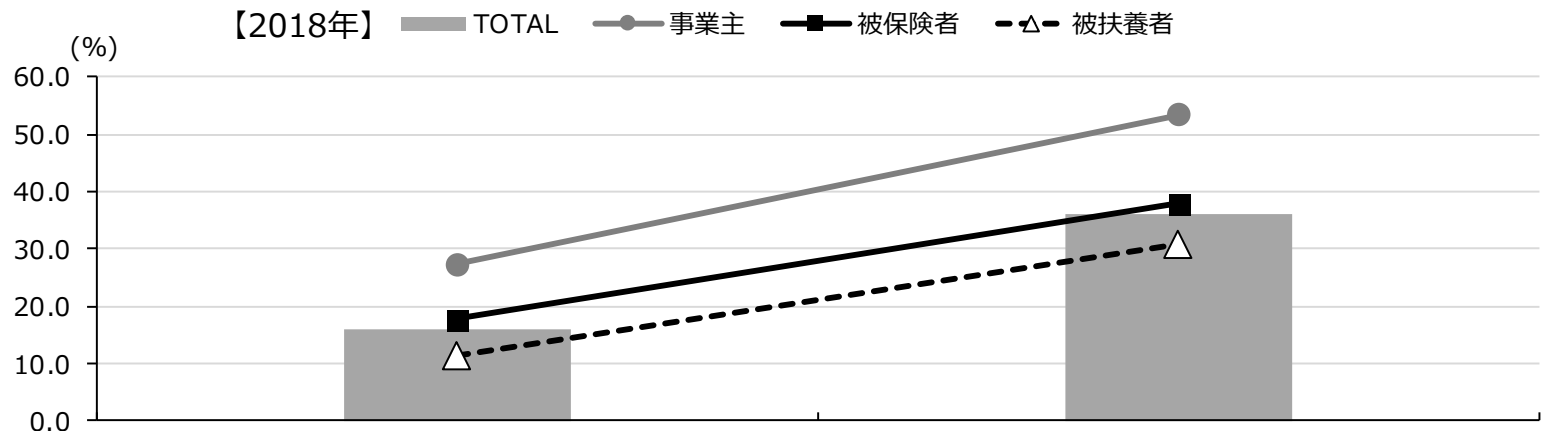
	n=()は2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	32.6	44.9	21.7	27.0	27.8	36.0
事業主	150(130)	51.3	52.3	32.0	36.9	48.7	45.4
被保険者	4,700(3,160)	34.2	44.8	23.6	27.2	29.3	35.9
被扶養者	2,350(1,112)	28.1	44.5	17.1	25.3	23.5	35.1

(4) ④医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

＜第三者行為による傷病届ほか＞

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたをご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康保険の任意継続については、「市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」の認知率は32.6%(前年44.9%)、「任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと」27.8%(前年聴取無し)「任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと」21.7%(27.0%)となっている。 ◆ 任意継続の詳細については、被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。 	
前年比較	<input type="checkbox"/> 「市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」の認知率は前年の認知率を下げている、事業主は認知率が変わらないが、被保険者、特に被扶養者は大きく認知率を下げている。

≪第三者行為による傷病届ほか≫



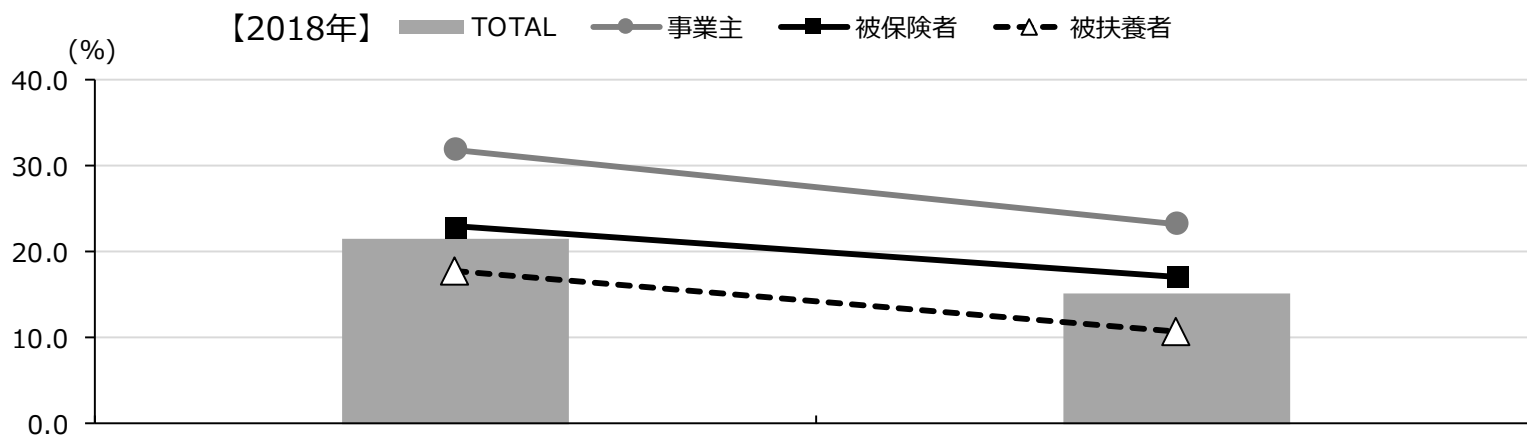
n=()は2017年	交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと		業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
TOTAL	7,200(4,402)	15.9	13.3	35.9	36.6
事業主	150(130)	27.3	23.8	53.3	46.9
被保険者	4,700(3,160)	17.8	13.4	37.9	36.5
被扶養者	2,350(1,112)	11.4	11.8	31.0	35.6

(4) ⑤ 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

<マイナンバー>

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)	
◆ マイナンバーについては、「行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと」21.5%(前年32.4%)、「協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること」は15.3%(前年16.1%)の認知率である。	
◆ 現金給付の申請におけるマイナンバーの記入については、被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。	
前年比較	□ マイナンバーの「行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと」の認知率は、ダウン傾向。

《マイナンバー》



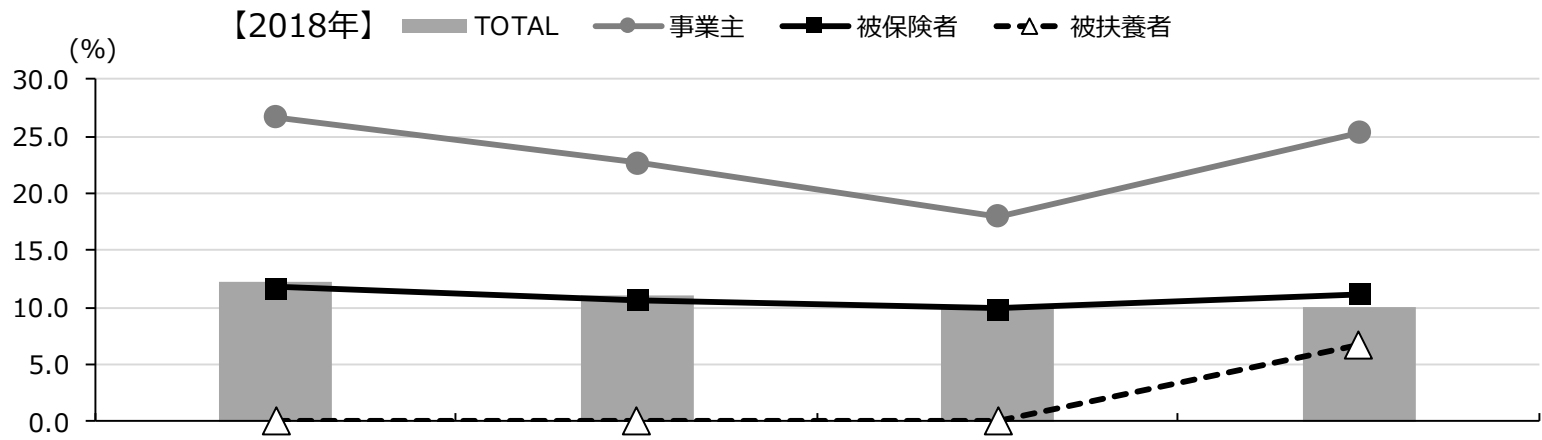
	n=()は2017年	マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと		協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること	
		2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	21.5	32.4	15.3	16.1
事業主	150(130)	32.0	36.9	23.3	24.6
被保険者	4,700(3,160)	23.0	32.1	17.2	15.7
被扶養者	2,350(1,112)	17.8	32.8	10.9	16.0

(4) ⑥医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率

<コラボヘルス>

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたにご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ コラボヘルスについては、いずれの内容も数10%台前半と低い認知率である。 ◆ 被保険者に比べると事業主の認知率は高いが、いずれの内容でも1割台～2割台までとなっている。 	
前年比較	□ コラボヘルスについて今年聴取した事業主、被保険者共に、認知率は小さいものの、3項目で前年より認知率が向上している。

«コラボヘルス»



協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること (事業主及び被保険者)*	健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス（銀行の低利融資や料金割引等）を受けられること (事業主及び被保険者)*	コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること (事業主及び被保険者)*	あなた（またはあなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか
---	--	--	-----------------------------------

	n=()は2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	12.2	6.2	11.1	3.7	10.1	3.8	10.0	4.8
事業主	150(130)	26.7	14.6	22.7	10.8	18.0	11.5	25.3	13.8
被保険者	4,700(3,160)	11.8	5.9	10.7	3.6	9.9	3.7	11.2	4.6
被扶養者	2,350(1,112)	-	6.2	-	3.0	-	3.2	6.7	4.3

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

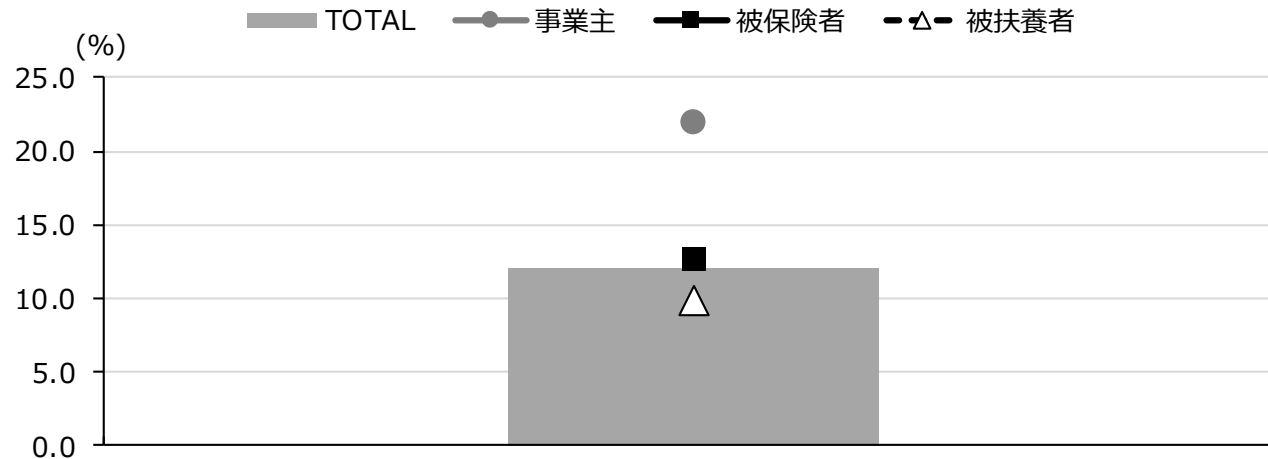
(4) ⑦医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率 ＜インセンティブ制度＞

問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたにご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ インセンティブ制度については、「ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること」について、12.0%の認知率である。
- ◆ 被保険者・被扶養者に比べると事業主の認知率は高いが、それでも22.0%である。

＜インセンティブ制度＞

【2018年】



協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること

n=()は2017年		2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	12.0	-
事業主	150(130)	22.0	-
被保険者	4,700(3,160)	12.8	-
被扶養者	2,350(1,112)	9.8	-

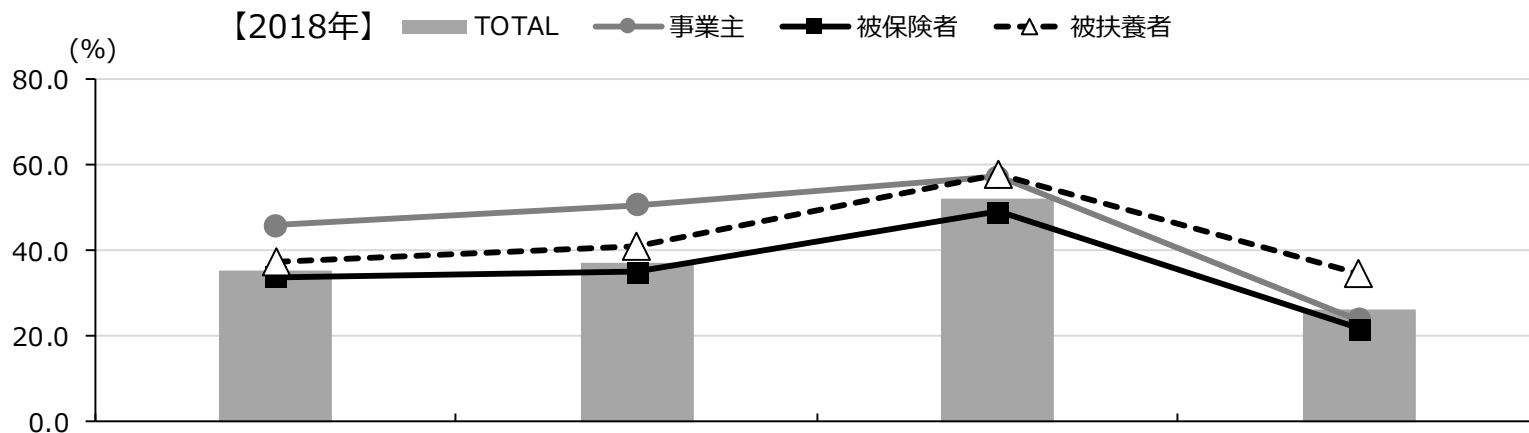
3 調査結果

- (1) 保険料に関する認知率
- (2) 現金給付に関する認知率
- (3) 健診・保健指導に関する認知率
- (4) 協会けんぽの取組等に関する認知率
- (5) 医療のかかり方に関する内容認知率**
- (6) 情報周知状況

(5) 医療のかかり方に関する内容の認知率

問10 医療のかかり方についてうかがいます。以下の医療のかかり方に関する内容を、あなたをご存知ですか。(回答はそれぞれ1つ)

- ◆ 医療のかかり方については、「医療機関の診療時間外(夜間・休日)に受診すると割増料金がかかること」は52.2%の認知率。次いで「ハシゴ受診は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること」37.3%、「紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されること」について、35.2%の認知率である。(※前年聴取無し)
- ◆ 被保険者・被扶養者に比べると上位3項目は、事業主の認知率は高いが、それでも被保険者・被扶養者で3割から5割の認知率となっている。
- ◆ 「子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先(小児救急電話相談：#8000)があること」の認知率は、被扶養者が34.8%で最も高い。



	n=()は2017年	紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されること		ハシゴ受診(安易な理由で次々とお医者さんを変えること)は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること		医療機関の診療時間外(夜間・休日)に受診すると割増料金がかかること		子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先(小児救急電話相談：#8000)があること	
		2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
TOTAL	7,200(4,402)	35.2	-	37.3	-	52.2	-	26.2	-
事業主	150(130)	46.0	-	50.7	-	57.3	-	24.0	-
被保険者	4,700(3,160)	33.8	-	35.0	-	49.0	-	22.0	-
被扶養者	2,350(1,112)	37.3	-	41.1	-	58.1	-	34.8	-

3 調査結果

(1) 保険料に関する認知率

(2) 現金給付に関する認知率

(3) 健診・保健指導に関する認知率

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

(5) 医療のかかり方に関する内容認知率

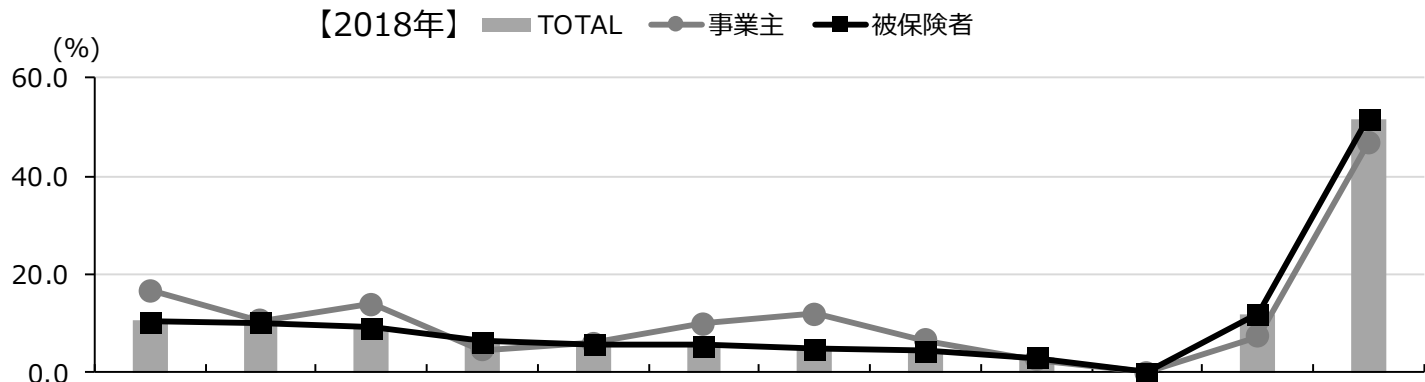
(6) 情報周知状況

(6) ① 職場での情報周知状況

問11 あなたの職場では、医療保険に関する情報はどのように周知されていますか。(複数回答：回答はいくつでも)【事業主・被保険者】

- ◆ 職場での情報周知の方法としては、「回覧板で閲覧される」10.7%(前年10.0%)、「事業所内の壁等に掲示コーナーがある」10.3%(9.0%)「通知や情報誌等が各個人に配布される」9.4%(10.5%)、が上位となっている。
- ◆ 一方で、「どのように周知されているか、わからない」、「特に何もしていない」との回答は合わせて63.3%(前年61.4%)を占めており、職場で十分に情報が周知されていないケースも多く見られる。

前年比較 □ 職場での情報周知の方法としては、前年と大きく変わっていない。しかし「どのように周知されているか、わからない」が減り、「特に何もしていない」が51.5%と過半数を超え、職場での情報周知の方法の減衰が見られている。



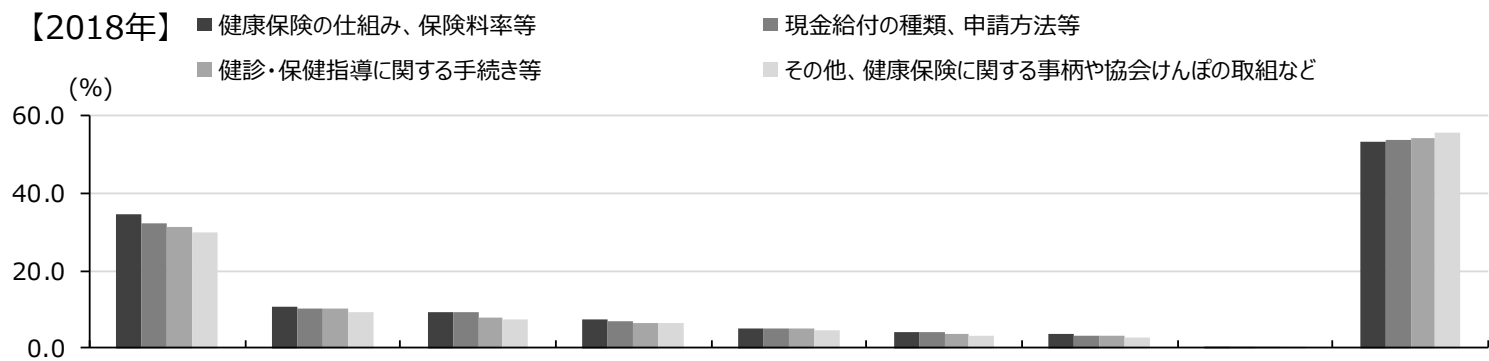
		n=	回覧板で閲覧される	事業所内の壁等に掲示コーナーがある	通知や情報誌等が各個人に配布される	メールでのお知らせがある	職場内のイントラネット上でお知らせが掲示される	通知や情報誌等が職場内の一定の場所に置いてある	各個人に直接声かけがある	会議や朝礼等で一斉に声かけがある	通知や情報誌等が個人宅に郵送される	その他	どのように周知されているか、わからない	特に何もしていない
2018年	TOTAL	4,850	10.7	10.3	9.4	6.3	5.8	5.7	5.1	4.6	2.9	0.1	11.8	51.5
	事業主	150	16.7	10.7	14.0	4.7	6.0	10.0	12.0	6.7	2.7	0.0	7.3	46.7
	被保険者	4,700	10.5	10.3	9.3	6.3	5.8	5.6	4.9	4.5	3.0	0.1	11.9	51.7
2017年	TOTAL	3,290	10.0	9.0	10.5	5.1	5.2	5.9	5.6	4.2	3.0	0.4	25.7	35.7
	事業主	130	12.3	65.5	10.8	3.8	2.3	12.3	14.6	6.9	3.8	0.8	11.5	43.1
	被保険者	3,160	9.9	48.7	10.4	5.2	5.3	5.6	5.3	4.1	2.9	0.4	26.2	35.4

(6) ②情報を得やすい発信手段

問12 協会けんぽや事業所(職場)からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい(確認しやすい)と思いますか。(複数回答：回答はそれぞれいくつでも)

- ◆ 情報を得やすい手段で、いずれの内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「医療保険の仕組み、保険料率等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。
- ◆ 発信内容別に見た詳細は次頁以降(ページ)を参照。

前年比較 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が上昇している。
 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がっており、「わからない」との評価が前年4割前後が5割半ばに増え、健保情報接触手段が低下している。



	協会けんぽのホームページ		事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される		協会けんぽのメールマガジン		事業所(職場)内のポスター掲示や回覧		協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施)		事業所(職場)からのメールによるお知らせ		事業所(職場)内のインターネットでの掲示		その他		わからない	
	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
n=7,200('17はn=4,402)																		
健康保険の仕組み、保険料率等	34.3	30.8	10.7	20.7	9.3	12.7	7.5	14.8	5.2	4.7	4.1	7.3	3.7	4.3	0.4	0.7	53.4	40.1
現金給付の種類、申請方法等	32.0	34.3	10.1	20.3	9.3	10.4	6.9	12.6	5.0	4.3	3.9	6.8	3.3	4.8	0.5	0.6	53.9	40.4
健診・保健指導に関する手続き等	31.1	33.6	10.1	21.3	8.0	10.3	6.6	12.7	5.0	4.2	3.8	7.5	3.2	4.3	0.4	0.7	54.4	39.2
その他、健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など	30.1	35.1	9.3	18.4	7.7	10.9	6.7	12.7	4.4	4.5	3.3	6.0	2.8	3.9	0.4	0.5	55.8	40.2

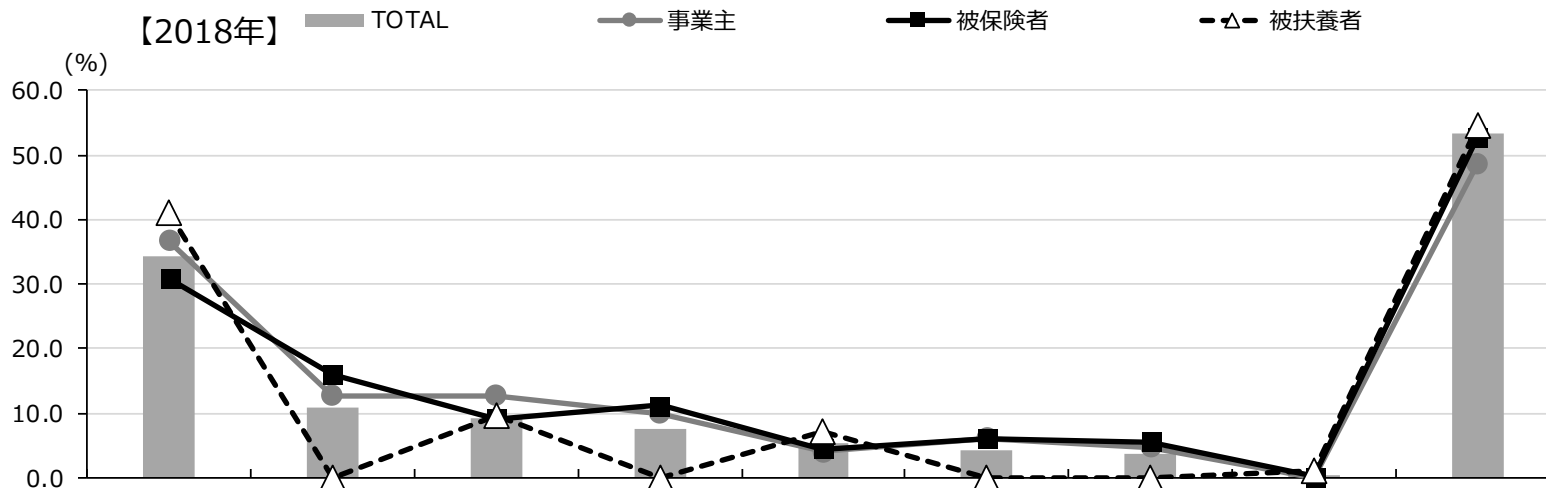
(6) ②情報を得やすい発信手段（医療保険の仕組み、保険料率等）

問12 協会けんぽや事業所(職場)からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい(確認しやすい)と思いますか。(複数回答：回答はそれぞれいくつでも)

- ◆ 情報を得やすい手段で、「医療保険の仕組み、保険料率等」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「医療保険の仕組み、保険料率等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。

前年比較
 情報を得やすい手段で、前年に比べ、「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が上昇している。
 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年4割前後が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

≪医療保険の仕組み、保険料率等≫



	n=()は2017年	協会けんぽのホームページ		事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される(事業主及び被保険者)*		協会けんぽのメールマガジン		事業所(職場)内のポスター掲示や回覧(事業主及び被保険者)*		協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施)		事業所(職場)からのメールによるお知らせ(事業主及び被保険者)*		事業所(職場)内のイントラネットでの掲示(事業主及び被保険者)*		その他		わからない	
		2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
TOTAL	7,200(4,402)	34.3	30.8	10.7	20.7	9.3	12.7	7.5	14.8	5.2	4.7	4.1	7.3	3.7	4.3	0.4	0.7	53.4	40.1
事業主	150(130)	36.7	30.0	12.7	22.3	12.7	16.2	10.0	14.6	4.0	1.5	6.0	6.2	4.7	3.1	0.0	0.8	48.7	33.8
被保険者	4,700(3,160)	30.9	25.6	16.0	27.9	9.1	10.7	11.1	20.0	4.4	3.6	6.1	9.9	5.6	5.8	0.1	0.3	52.9	38.7
被扶養者	2,350(1,112)	41.1	45.5	-	-	9.5	18.0	-	-	7.1	8.0	-	-	-	-	1.0	1.7	54.6	44.9

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(6) ②情報を得やすい発信手段(現金給付の種類、申請方法等)

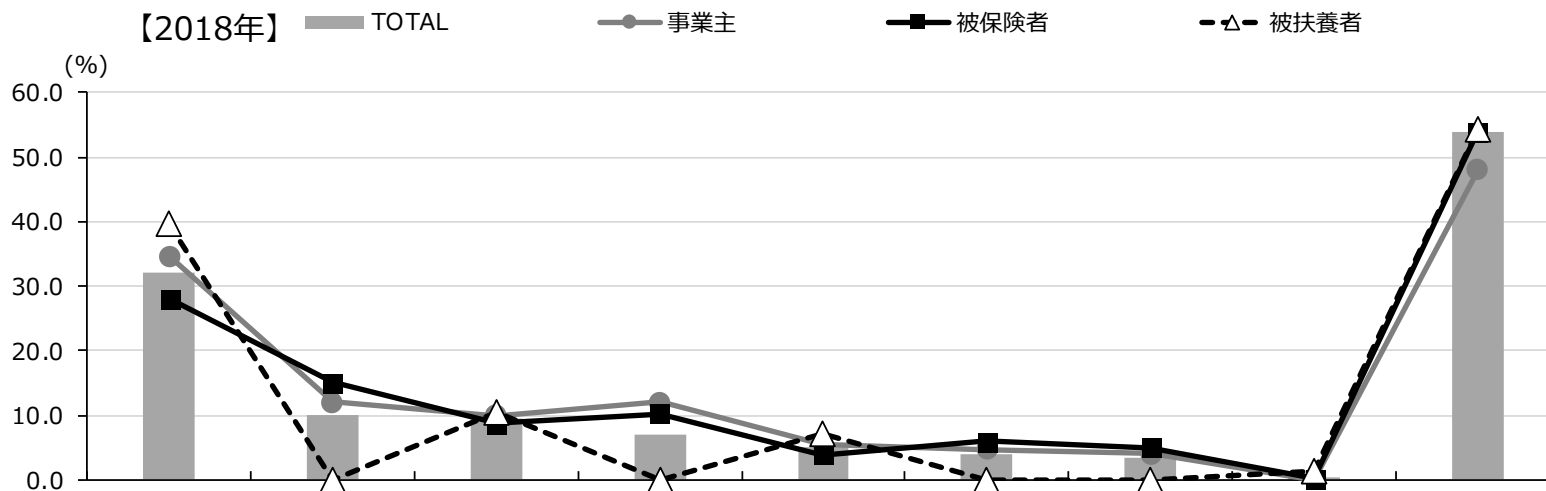
問12 協会けんぽや事業所(職場)からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい(確認しやすい)と思いますか。(複数回答：回答はそれぞれいくつでも)

- ◆ 「現金給付の種類、申請方法等」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「現金給付の種類、申請方法等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。

前年比較

- 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で被扶養者の「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が低下が懸念される。
- 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年3台が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

≪現金給付の種類、申請方法等≫



	n=()は2017年	協会けんぽのホームページ		事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される(事業主及び被保険者)*		協会けんぽのメールマガジン		事業所(職場)内のポスター掲示や回覧(事業主及び被保険者)*		協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施)		事業所(職場)からのメールによるお知らせ(事業主及び被保険者)*		事業所(職場)内のイントラネットでの掲示(事業主及び被保険者)*		その他		わからない	
		2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
TOTAL	7,200(4,402)	32.0	34.3	10.1	20.3	9.3	10.4	6.9	12.6	5.0	4.3	3.9	6.8	3.3	4.8	0.5	0.6	53.9	40.4
事業主	150(130)	34.7	33.8	12.0	25.4	10.0	11.5	12.0	14.6	5.3	2.3	4.7	2.3	4.0	3.8	0.0	1.5	48.0	35.4
被保険者	4,700(3,160)	28.1	28.4	15.1	27.2	8.7	8.4	10.2	16.9	3.9	3.3	5.9	9.4	5.0	6.5	0.1	0.3	54.0	40.5
被扶養者	2,350(1,112)	39.7	51.2	-	-	10.6	16.0	-	-	7.1	7.5	-	-	-	-	1.2	1.5	54.2	40.7

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

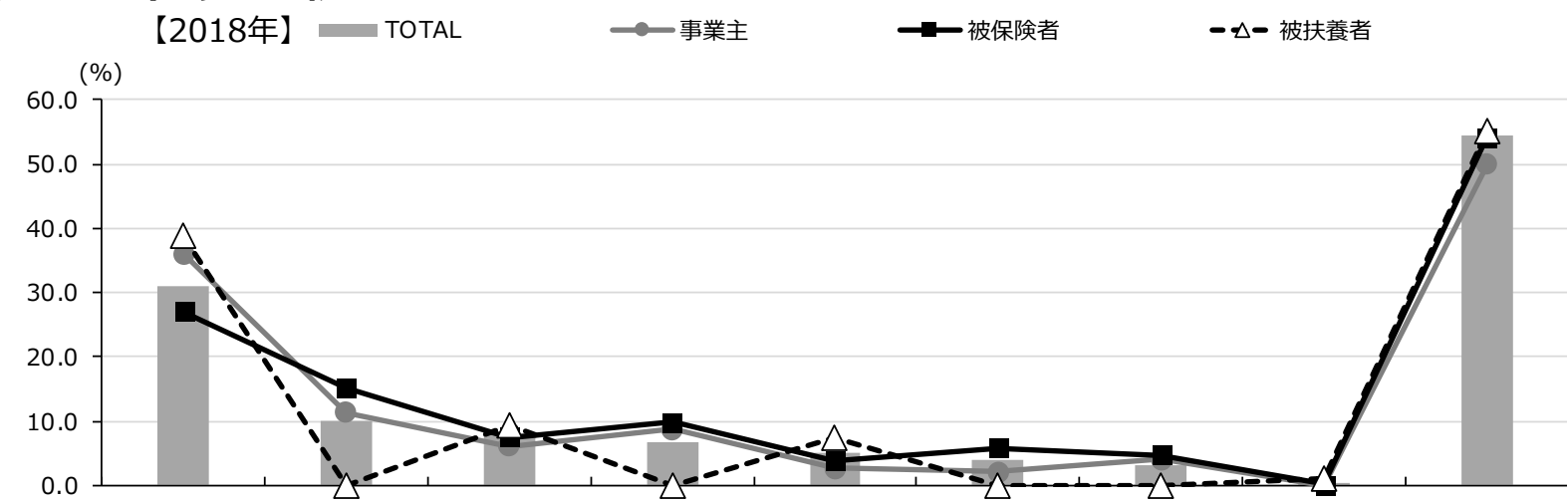
(6) ②情報を得やすい発信手段(健診・保健指導に関する手続等)

問12 協会けんぽや事業所(職場)からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい(確認しやすい)と思いますか。(複数回答：回答はそれぞれいくつでも)

- ◆ 「健診・保健指導に関する手続等」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「健診・保健指導に関する手続等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。

前年比較 □ 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で被扶養者の「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が低下し懸念される。
 □ 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年3割台が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

「健診・保健指導に関する手続等」



	n=()は2017年	協会けんぽのホームページ		事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される(事業主及び被保険者)*		協会けんぽのメールマガジン		事業所(職場)内のポスター掲示や回覧(事業主及び被保険者)*		協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施)		事業所(職場)からのメールによるお知らせ(事業主及び被保険者)*		事業所(職場)内のイントラネットでの掲示(事業主及び被保険者)*		その他		わからない	
		2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017	2018	2017
TOTAL	7,200(4,402)	31.1	33.6	10.1	21.3	8.0	10.3	6.6	12.7	5.0	4.2	3.8	7.5	3.2	4.3	0.4	0.7	54.4	39.2
事業主	150(130)	36.0	34.6	11.3	22.3	6.0	9.2	8.7	16.2	2.7	1.5	2.0	3.8	4.0	3.1	0.0	1.5	50.0	34.6
被保険者	4,700(3,160)	27.0	27.1	15.1	28.7	7.4	8.2	9.8	17.1	3.9	3.2	5.8	10.3	4.7	5.9	0.1	0.2	54.3	39.2
被扶養者	2,350(1,112)	38.9	52.1	-	-	9.4	16.6	-	-	7.4	7.6	-	-	-	-	1.1	2.2	55.1	39.6

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(6) ②情報を得やすい発信手段(その他、協会けんぽの取組など)

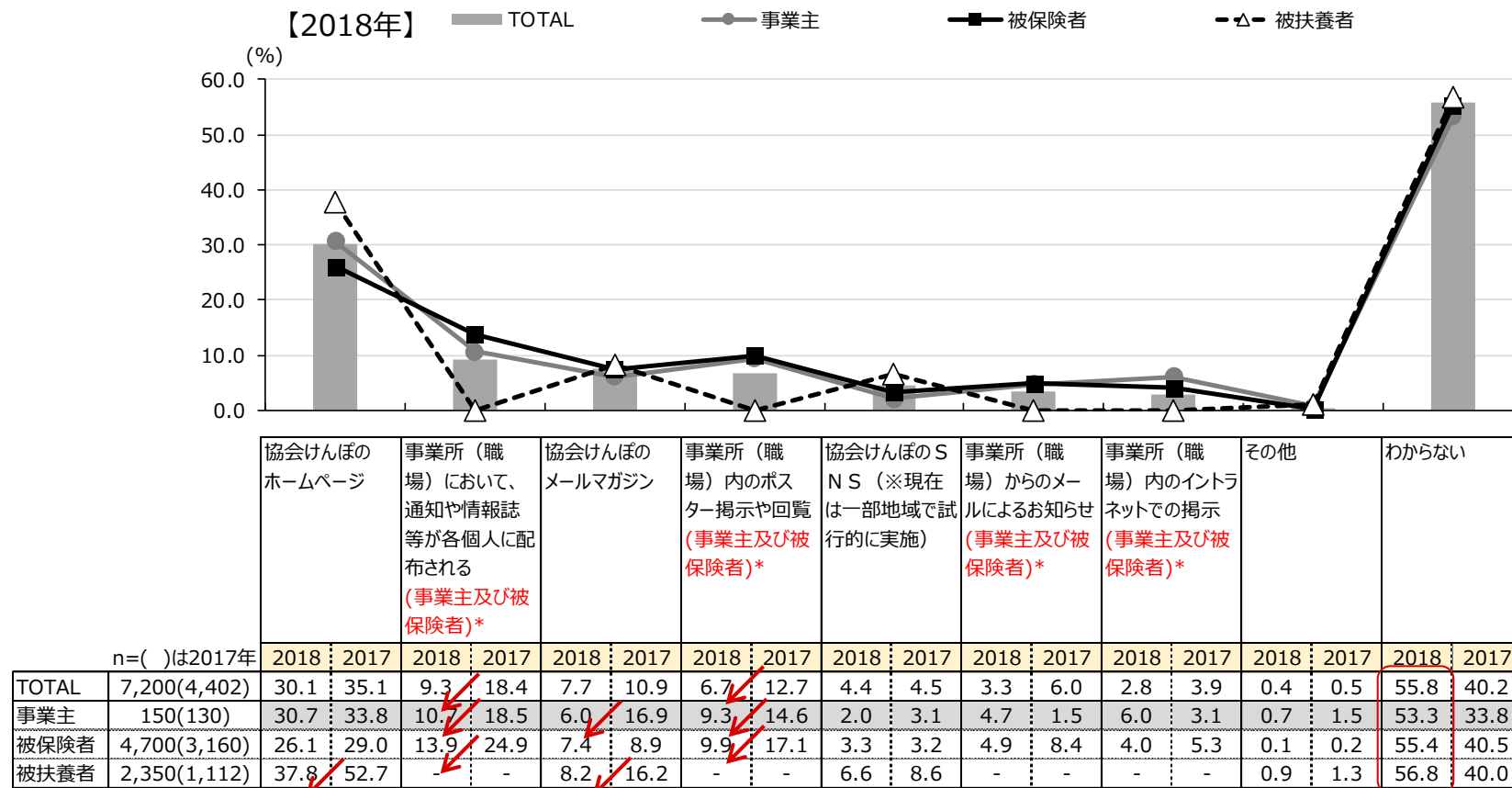
問12 協会けんぽや事業所(職場)からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい(確認しやすい)と思いますか。(複数回答：回答はそれぞれいくつでも)

- ◆ 「医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など」の情報発信を、特に被扶養者は「ホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が高いものの低下が見られるが、それ以上に「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が見られる。

前年比較

- 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合も低下し、全体の低下が懸念される。
- その結果、全体に情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年4割前後が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

≪その他、医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など≫

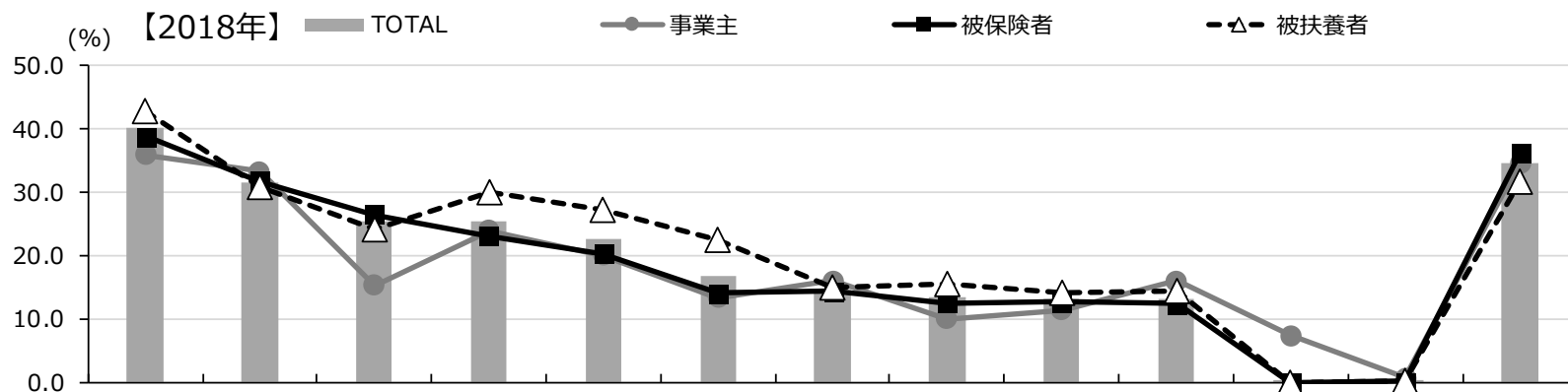


*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(6) ③必要な情報 (または、十分に得られていないと思われる情報)

問13 健康保険や健康づくりについて、あなたどのような情報が必要ですか。必要だと思う情報、十分に得られていないと思われる情報をお答えください。
(複数回答：回答はそれぞれいくつでも)

◆ 健康保険や健康づくりで「必要だと思う情報」、「十分に得られていない」と評価される情報は、「現金給付(傷病手当金、高額療養費等)の種類、申請方法について」40.1%、次いで「保険料率について」31.5%、「退職後の健康保険(任意継続)について」25.5%、「健診・保健指導の内容、手続き方法について」25.4%がトップ4となっている。



n=		現金給付 (傷病手当金、高額療養費等)の種類、申請方法について	保険料率について	退職後の健康保険(任意継続)について	健診・保健指導の内容、手続き方法について	医療費の節約にもつながら「医療の上手なかかり方」について	流行病(インフルエンザ・風疹等)の情報について	ジェネリック医薬品について	食生活に関する情報について(健康レシピや食習慣、栄養等)	健康づくりについて(運動、飲酒、メンタルヘルス、禁煙対策等)	インセンティブ制度(加入者の皆様の取組みで保険料率が変わる制度)について	職場の健康づくりについて(健康経営、職場の禁煙対策、メンタルヘルス対策)	その他	特になし
期待	TOTAL	7,200	40.1	31.5	25.5	25.4	16.8	14.6	13.4	13.1	13.1	0.2	0.1	34.7
	事業主	150	36.0	33.3	15.3	24.0	13.3	16.0	10.0	11.3	16.0	7.3	0.7	34.7
	被保険者	4,700	38.8	31.7	26.5	23.1	20.3	14.1	14.4	12.5	12.4	0.0	0.1	36.3
	被扶養者	2,350	42.8	31.0	24.1	30.1	27.2	22.3	15.4	14.2	14.3	0.0	0.1	31.7

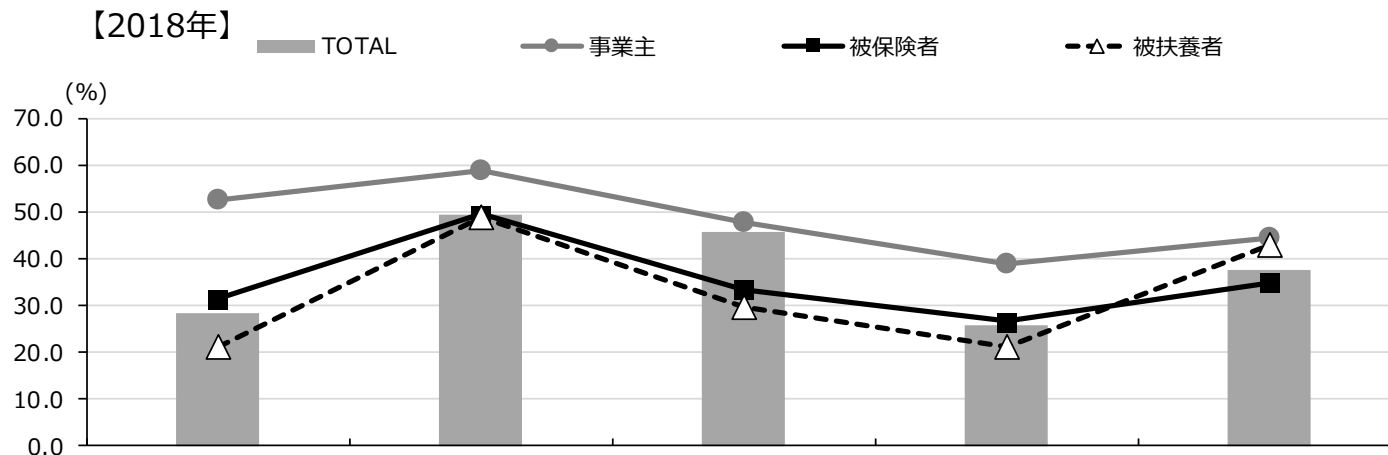
認知	TOTAL	7,200	49.5	30.2	27.4	26.6	37.7	-	41.0	-	-	12.0	10.0	-	-
	事業主	150	59.0	55.0	44.0	42.7	44.5	-	51.5	-	-	22.0	25.3	-	-
	被保険者	4,700	49.4	33.4	29.1	27.7	35.0	-	41.0	-	-	12.8	11.2	-	-
	被扶養者	2,350	49.0	22.2	22.9	23.3	42.8	-	40.3	-	-	9.8	6.7	-	-

4 分野ごとの認知率

4 分野ごとの認知率（今年、前年でそれぞれの全質問入）

(1) 指標の考え方	指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。		
(2) 認知率の算出	各分野の認知率について、 全質問 の平均認知率を各分野の認知率として算出した。		
(3) 対象項目			(前年)
分野①保険料	問1 保険料率等に関する認知（7項目） 問2 医療保険の財源や用途等に関する認知（3項目）	計 10項目	(前 8)
分野②現金給付	問3 現金給付等の認知（6項目）	計 6項目	(前18)
分野③健診・保健指導	問5 生活習慣病予防健診・特定健康診査の内容認知（1項目） 問6 協会けんぽの健診に関する内容認知（7項目） 問7 協会けんぽの健診に関する取組認知（3項目）	計 13項目	(前13)
分野④ 協会けんぽの取組等	問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知（18項目） ・マイナンバー ・健康保険の任意継続 ・コラボヘルス ・第三者行為による傷病届ほか ・医療費通知 ・ジェネリック医薬品 ・インセンティブ制度	計 18項目	(前29)
分野⑤医療のかかり方	問10 医療のかかり方に関する認知（4項目）	計 4項目	(前 -)

4 分野ごとの認知率 (今年、前年でそれぞれの全質問入)



		n=	分野①	分野②	分野③	分野④	分野⑤	①～④の	①～⑤の
			保険料	現金給付	健診・保健指導	協会けんぽの取組等	医療のかかり方	単純平均	単純平均
2018年	TOTAL	7,200	28.5	49.5	45.9	25.7	37.7	37.4	37.5
	事業主	150	52.6	59.0	47.8	39.0	44.5	49.6	48.6
	被保険者	4,700	31.5	49.4	33.5	26.6	35.0	35.3	35.2
	被扶養者	2,350	21.0	49.0	29.8	21.3	42.8	30.3	32.8
2017年	TOTAL	4,402	30.0	46.4	43.9	23.2	-	35.9	-
	事業主	130	55.0	53.6	58.4	32.7	-	49.9	-
	被保険者	3,160	31.0	46.3	41.9	22.9	-	35.5	-
	被扶養者	1,112	24.4	46.1	47.2	22.9	-	35.1	-

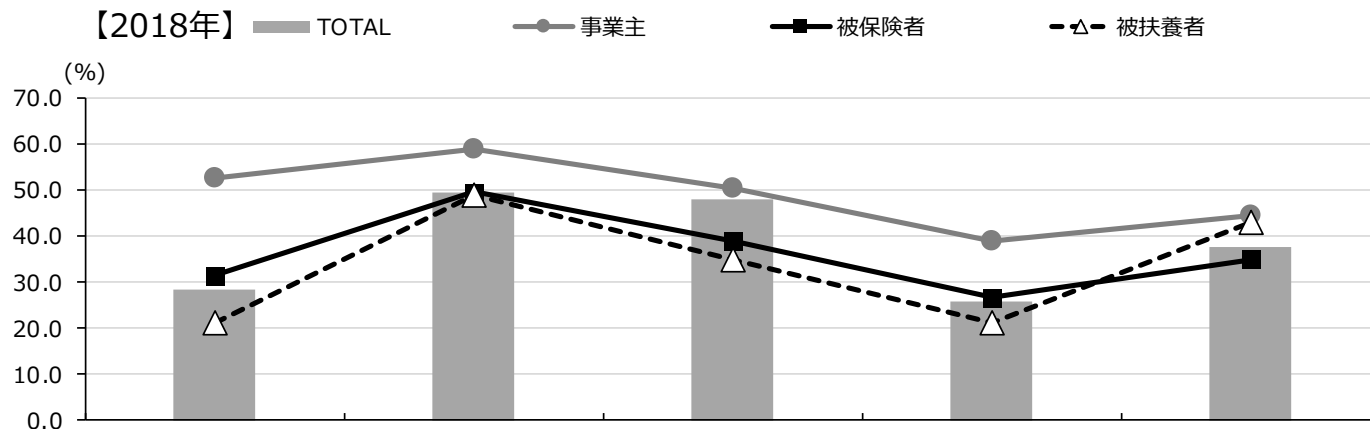
※分野⑤は前年は介護保険で、今年の設定には無く、新たな設問「医療のかかり方」を分野⑤としています。

- 5つの分野ごとの本年の平均認知率(今年、前年でそれぞれの全質問入)を見ると、①保険料は28.5%(前年30.0%)、②現金給付は49.5%(前年46.4%)、③健診・保健指導は45.5%(43.9%)、④協会けんぽの取組等は25.7%(23.2%)、⑤医療のかかり方は37.7%(前年設問無し) となっている。(※今年前年と全設問平均)

4 分野ごとの認知率（今年、前年でそれぞれの全質問入／Q7-2、4のみ除く）

(1) 指標の考え方	指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。	
(2) 認知率の算出	各分野の認知率について、 全質問 の平均認知率を各分野の認知率として算出した。	
(3) 対象項目		(前年)
分野①保険料	問1 保険料率等に関する認知（7項目） 問2 医療保険の財源や用途等に関する認知（3項目）	計 10項目 (前 8)
分野②現金給付	問3 現金給付等の認知（6項目）	計 6項目 (前18)
分野③健診・保健指導	問5 生活習慣病予防健診・特定健康診査の内容認知（1項目） 問6 協会けんぽの健診に関する内容認知（7項目） 問7 協会けんぽの健診に関する取組認知（3項目）	計 11項目 (前13)
分野④ 協会けんぽの取組等	問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知（18項目） ・マイナンバー ・健康保険の任意継続 ・コラボヘルス ・第三者行為による傷病届ほか ・医療費通知 ・ジェネリック医薬品 ・インセンティブ制度	計 18項目 (前29)
分野⑤医療のかかり方	問10 医療のかかり方に関する認知（4項目）	計 4項目 (前 -)

4 分野ごとの認知率 (今年、前年でそれぞれの全質問入/Q7-2、4のみ除く)



		n=	分野① 保険料	分野② 現金給付	分野③ 健診・保健指導	分野④ 協会けんぽの取組等	分野⑤ 医療のかかり方	①～④の 単純平均	①～⑤の 単純平均
2018年	TOTAL	7,200	28.5	49.5	48.1	25.7	37.7	38.0	37.9
	事業主	150	52.6	59.0	50.4	39.0	44.5	50.2	49.1
	被保険者	4,700	31.5	49.4	39.0	26.6	35.0	36.6	36.3
	被扶養者	2,350	21.0	49.0	34.8	21.3	42.8	31.5	33.8
2017年	TOTAL	4,402	30.0	46.4	43.9	23.2	-	35.9	-
	事業主	130	55.0	53.6	58.4	32.7	-	49.9	-
	被保険者	3,160	31.0	46.3	41.9	22.9	-	35.5	-
	被扶養者	1,112	24.4	46.1	47.2	22.9	-	35.1	-

※分野⑤は前年は介護保険で、今年の設定には無く、新たな設問「医療のかかり方」を分野⑤としています。

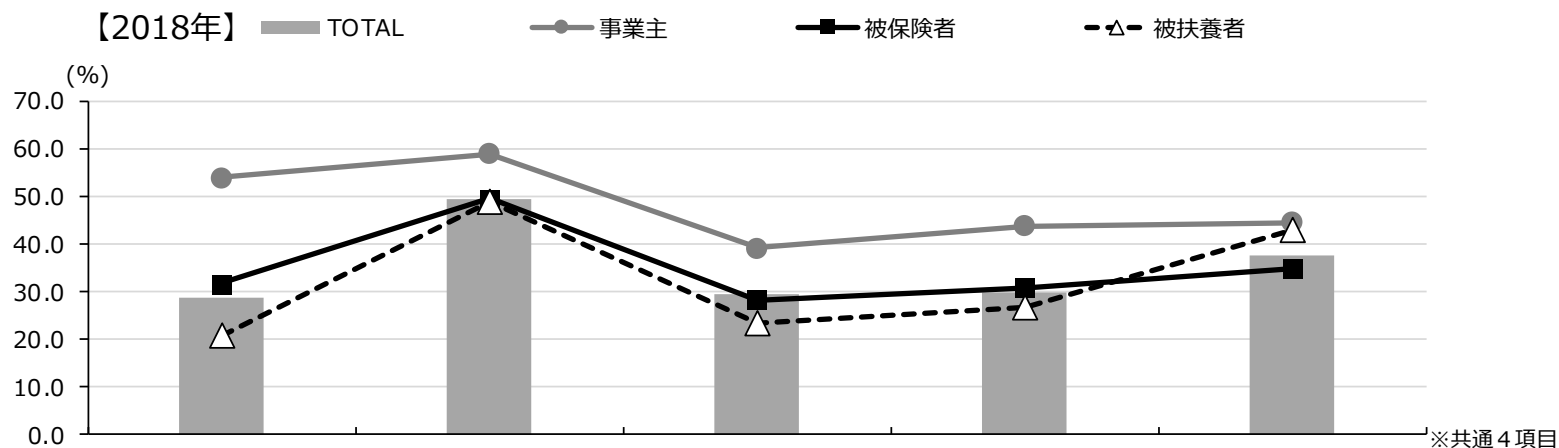
- 5つの分野ごとの本年の平均認知率(今年、前年でそれぞれの全質問入/Q7-2、4のみ除く)を見ると、①保険料は28.5%(前年30.0%)、②現金給付は49.5%(前年46.4%)、③健診・保健指導は48.1%(43.9%)、④協会けんぽの取組等は25.7%(23.2%)、⑤医療のかかり方は37.7%(前年設問無し)となっている。(※今年前年と全設問/Q7-2、4のみ除く平均)

4 分野ごとの認知率（今年、前年で同質問で表示）

(1) 指標の考え方	指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。
(2) 認知率の算出	各分野の認知率についての問のうち、全回答者が回答している今年前年で同質問の平均認知率を各分野の認知率として算出した。（分野⑤は今年のみ）
(3) 対象項目	
分野① 保険料	問1 保険料率等に関する認知率(5項目) 問2 医療保険の財源や用途等に関する認知率(3項目) 計 8項目
分野② 現金給付	問3 現金給付等の認知率(6項目) 計 6項目
分野③ 健診・保健指導	問7 協会けんぽの健診に関する取組認知率(2項目) 2項目
分野④ 協会けんぽの取組等	問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率(15項目) <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー ・健康保険の任意継続 ・コラボヘルス ・第三者行為による傷病届ほか ・医療費通知 ・ジェネリック医薬品 (・インセンティブ制度) 計 15項目
分野⑤ 医療のかかり方	(分野⑤は今年のみ) 計 4項目

※対象層限定設問は除く

4 分野ごとの認知率（今年、前年で同質問で表示）



n=		分野① 保険料	分野② 現金給付	分野③ 健診・保健指導	分野④ 協会けんぽの取組等	分野⑤ 医療のかかり方	①～④の 単純平均	①～⑤の 単純平均	
2018年	TOTAL	7,200	28.6	49.5	29.6	29.8	37.7	34.4	35.0
	事業主	150	53.9	59.0	39.2	43.7	44.5	49.0	48.1
	被保険者	4,700	31.8	49.4	28.4	30.9	35.0	35.1	35.1
	被扶養者	2,350	20.8	49.0	23.3	26.6	42.8	30.0	32.5
2017年	TOTAL	4,402	30.0	60.0	26.0	34.8	-	37.7	-
	事業主	130	55.0	67.8	43.9	44.5	-	52.8	-
	被保険者	3,160	30.9	58.7	25.9	34.5	-	37.5	-
	被扶養者	1,112	24.3	63.0	24.1	34.0	-	36.4	-

※分野⑤は前年は介護保険で、今年の設定には無く、新たな設問「医療のかかり方」を分野⑤としています。

※ここで扱う分野の項目は、今年、前年で対象者の回答条件も含め、同じ項目のみで平均をつくらせている。

- 5分野ごとの本年と前年の同項目設問の平均認知率を見ると、
 - ①保険料は28.6%(前年30.0%)、②現金給付は49.5%(前年60.0%)、③健診・保健指導は29.6%(26.3%)、④協会けんぽの取組等は29.8%(34.8%)、⑤医療のかかり方は37.7%(前年設問無し) となっている。
 - (※前年と同項目設問平均)

※対象層限定設問は除く

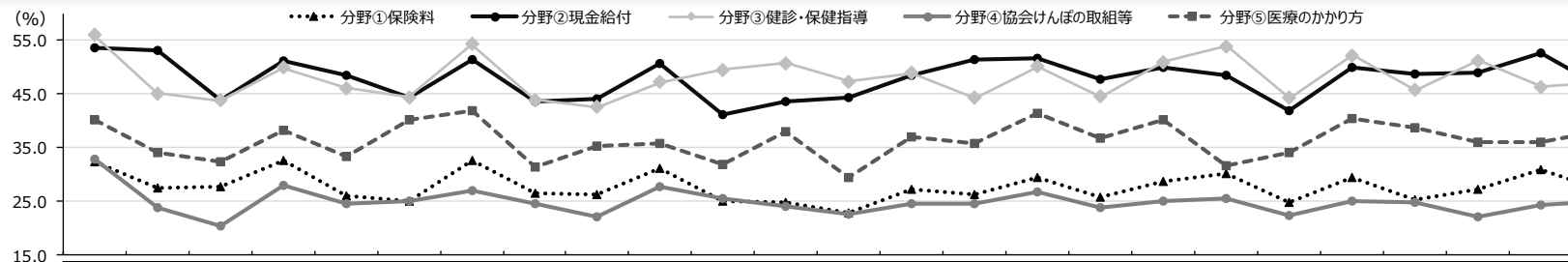
5 支部ごとの認知率

5 支部ごとの認知率（今年Q7-2,4を除く）全質問

<p>(1) 指標の考え方</p>	<p>指標の設定にあたっては、特に重要度の高い項目の値をそのまま指標とする、平均値から分野ごとの指標を設定する等、いくつかの考え方がある。今回の調査では、一例として分野ごとの平均認知率を指標として用いる。詳細は以下のとおり。</p>	
<p>(2) 認知率の算出</p>	<p>各分野の認知率のうち、支部ごとの数値は、事業主だけの質問Q7-2,4を除く今年全質問の平均認知率を各分野の認知率として算出した。</p>	
<p>(3) 対象項目</p>		
<p>分野①保険料</p>	<p>問1 保険料率等に関する認知（7項目） 問2 医療保険の財源や用途等に関する認知（3項目）</p>	<p>計 10項目</p>
<p>分野②現金給付</p>	<p>問3 現金給付等の認知（6項目）</p>	<p>計 6項目</p>
<p>分野③健診・保健指導</p>	<p>問5 生活習慣病予防健診・特定健康診査の内容認知（1項目） 問6 協会けんぽの健診に関する内容認知（7項目） 問7 協会けんぽの健診に関する取組認知（3項目）</p>	<p>計 11項目</p>
<p>分野④ 協会けんぽの取組等</p>	<p>問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知（18項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー ・健康保険の任意継続 ・コラボヘルス ・第三者行為による傷病届ほか ・医療費通知 ・ジェネリック医薬品 ・インセンティブ制度 	<p>計 18項目</p>
<p>分野⑤医療のかかり方</p>	<p>問10 医療のかかり方に関する認知（4項目）</p>	<p>計 4項目</p>

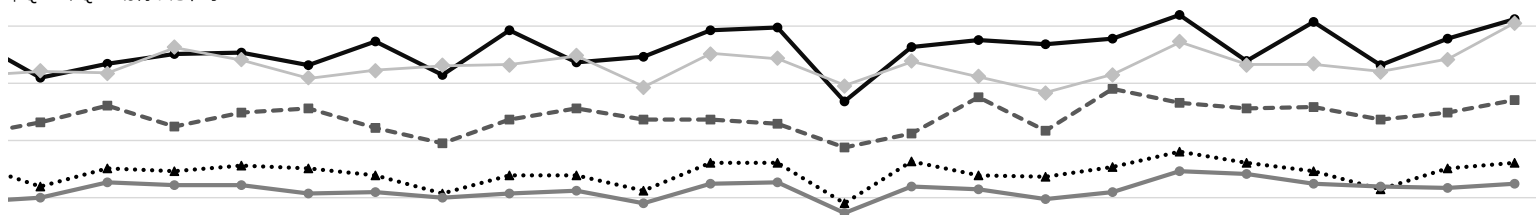
5 支部ごとの認知率（今年Q7-2,4を除く）全質問

【2018年】



	北海道支部	青森支部	岩手支部	宮城支部	秋田支部	山形支部	福島支部	茨城支部	栃木支部	群馬支部	埼玉支部	千葉支部	東京支部	神奈川支部	新潟支部	富山支部	石川支部	福井支部	山梨支部	長野支部	岐阜支部	静岡支部	愛知支部	三重支部
単位:%、(n)	(152)	(155)	(151)	(152)	(155)	(152)	(152)	(151)	(154)	(152)	(153)	(151)	(159)	(151)	(151)	(153)	(154)	(155)	(153)	(158)	(153)	(152)	(153)	(153)
分野①保険料	32.5	27.5	27.7	32.6	26.1	25.1	32.7	26.6	26.4	31.3	25.2	24.8	22.9	27.2	26.3	29.4	25.7	28.7	30.2	24.8	29.3	25.3	27.4	30.9
分野②現金給付	53.6	53.1	43.8	51.1	48.4	44.4	51.4	43.7	44.0	50.7	41.2	43.5	44.2	48.5	51.3	51.5	47.6	50.0	48.4	42.0	49.9	48.7	48.9	52.7
分野③健診・保健指導	56.0	45.2	43.8	49.9	46.1	44.4	54.2	43.9	42.5	47.2	49.5	50.8	47.3	48.9	44.2	50.2	44.5	51.0	53.9	44.3	52.2	45.8	51.2	46.3
分野④協会けんぽの取組等	32.9	23.8	20.4	27.9	24.6	25.2	26.9	24.6	22.2	27.9	25.5	24.1	22.7	24.5	24.7	26.9	23.8	25.0	25.5	22.3	25.1	24.9	22.0	24.3
分野⑤医療のかかり方	40.3	34.2	32.3	38.2	33.4	40.3	41.9	31.3	35.4	35.9	31.9	37.9	29.6	37.1	35.8	41.5	36.9	40.2	31.7	34.2	40.4	38.7	36.1	36.1
①～⑤支部平均	43.1	36.8	33.6	39.9	35.7	35.9	41.4	34.0	34.1	38.6	34.7	36.2	33.3	37.2	36.5	39.9	35.7	39.0	37.9	33.5	39.4	36.7	37.1	38.1

↑Q7-2、Q7-4は除いた平均



支部ごとは事業主だけの質問Q7-2,4を除く

※全項目

	滋賀支部	京都支部	大阪支部	兵庫支部	奈良支部	和歌山支部	鳥取支部	島根支部	岡山支部	広島支部	山口支部	徳島支部	香川支部	愛媛支部	高知支部	福岡支部	佐賀支部	長崎支部	熊本支部	大分支部	宮崎支部	鹿児島支部	沖縄支部	全国平均47支部	Q7-2 Q7-4を含まない平均
単位:%、(n)	(152)	(154)	(154)	(158)	(151)	(152)	(153)	(153)	(155)	(154)	(150)	(153)	(152)	(154)	(154)	(160)	(154)	(153)	(151)	(152)	(151)	(150)	(155)	(7200)	(7200)
分野①保険料	27.0	30.2	29.7	30.7	30.2	29.0	25.9	29.0	28.9	26.2	31.1	31.2	24.1	31.4	29.1	28.8	30.5	33.2	31.1	29.7	26.5	30.1	31.2	28.5	28.5
分野②現金給付	46.1	48.5	50.2	50.4	48.3	52.4	46.4	54.2	48.8	49.7	54.3	54.8	41.8	51.5	52.7	51.9	52.9	57.1	49.0	55.7	48.1	52.8	56.3	49.5	49.5
分野③健診・保健指導	47.2	46.8	51.3	49.1	46.0	47.3	48.2	48.2	49.9	44.4	50.3	49.4	44.7	48.9	46.2	43.4	46.6	52.3	48.3	48.4	47.0	49.3	55.6	45.9	48.1
分野④協会けんぽの取組等	25.0	27.9	27.2	27.3	25.9	26.1	25.1	25.7	26.3	24.2	27.5	27.8	22.4	26.9	26.6	24.9	26.0	29.7	29.2	27.6	27.0	26.8	27.6	25.7	25.7
分野⑤医療のかかり方	38.3	41.1	37.5	39.9	40.7	37.3	34.5	38.7	40.6	38.8	38.8	37.9	33.9	36.4	42.7	36.7	44.0	41.7	40.7	41.0	38.7	40.0	42.1	37.7	37.7
①～⑤支部平均	36.7	38.9	39.2	39.5	38.2	38.4	36.0	39.2	38.9	36.7	40.4	40.2	33.4	39.0	39.5	37.1	40.0	42.8	39.7	40.5	37.5	39.8	42.6	37.5	37.9

支部ごとは事業主だけの質問Q7-2,4を除く

※↑Q7-2,4入り

【認知率の採用項目と計算方法について】

【認知率の計算方法について】

下記の項目を入れて計算。

支部の認知率を計算する際は、「事業主のみを回答対象としている項目（問7-2、7-4）」を除外して集計。

【2018年】

分野	設問No.	属性の注釈	全支部平均の認知率	支部別の認知率
分野①保険料	問1-1		○	○
	問1-2		○	○
	問1-3		○	○
	問1-4		○	○
	問1-5		○	○
	問1-6		○	○
	問1-7		○	○
	問2-1		○	○
	問2-2		○	○
	問2-3		○	○
分野②現金給付	問3-1		○	○
	問3-2		○	○
	問3-3		○	○
	問3-4		○	○
	問3-5		○	○
	問3-6		○	○
分野③健診・保健指導	問5-1～3 ※1～3の合計割合を知っているものとして集計		○	○
	問6-1	事業主、被保険者	○	○
	問6-2	事業主、被扶養者	○	○
	問6-3	事業主、被保険者	○	○
	問6-4		○	○
	問6-5	事業主、被保険者	○	○
	問6-6	被保険者、被扶養者	○	○
	問6-7		○	○
	問7-1		○	○
	問7-2	事業主	○	×
問7-3	事業主、被保険者	○	○	
問7-4	事業主	○	×	
問7-5		○	○	
分野④協会けんぽの取組等	問9-1		○	○
	問9-2		○	○
	問9-3		○	○
	問9-4		○	○
	問9-5		○	○
	問9-6	事業主、被保険者	○	○
	問9-7	事業主、被保険者	○	○
	問9-8	事業主、被保険者	○	○
	問9-9		○	○
	問9-10		○	○
	問9-11		○	○
	問9-12		○	○
	問9-13		○	○
	問9-14		○	○
問9-15		○	○	
問9-16		○	○	
問9-17		○	○	
問9-18		○	○	
分野⑤医療のかかり方	問10-1		○	○
	問10-2		○	○
	問10-3		○	○
	問10-4		○	○
支部平均(分野①～④の平均)				
支部平均(分野①～⑤の平均)				

【2017年】

分野	設問No.	属性の注釈	全支部平均の認知率	支部別の認知率
分野①保険料	問3-1-1		○	○
	問3-1-2		○	○
	問3-1-3		○	○
	問3-1-4		○	○
	問3-1-5		○	○
	問3-2-1		○	○
	問3-2-2		○	○
	問3-2-3		○	○
	問3-2-4		○	○
	問4-1		○	○
分野②現金給付	問4-2		○	○
	問4-3		○	○
	問4-4		○	○
	問4-5		○	○
	問4-6		○	○
	問4-7		○	○
	問4-8		○	○
	問4-9		○	○
	問5-1-1		○	○
	問5-1-2		○	○
分野③健診・保健指導	問5-1-3		○	○
	問5-2-1		○	○
	問5-2-2		○	○
	問5-2-3		○	○
	問5-2-4		○	○
	問5-2-5		○	○
	問7-1～3 ※1～3の合計割合を知っているものとして集計		○	○
	問7-2-1	事業主、被保険者	○	○
	問7-2-2	事業主、被扶養者	○	○
	問7-2-3	事業主、被保険者	○	○
問7-2-4		○	○	
問7-2-5	事業主、被保険者	○	○	
問7-2-6	被保険者、被扶養者	○	○	
問7-2-7		○	○	
問8-1		○	○	
問8-2		○	○	
問8-3		○	○	
問8-4		○	○	
問8-5		○	○	
分野④協会けんぽの取組等	問10-1		○	○
	問10-2		○	○
	問10-3		○	○
	問10-4		○	○
	問10-5		○	○
	問10-6	事業主、被保険者	○	○
	問10-7	事業主、被保険者	○	○
	問10-8	事業主、被保険者	○	○
	問10-9		○	○
	問10-10		○	○
	問10-11		○	○
	問10-12		○	○
	問10-13		○	○
	問10-14		○	○
問10-15		○	○	
問10-16		○	○	
問10-17		○	○	
問10-18		○	○	
問10-19		○	○	
問10-20		○	○	
問10-21		○	○	
問10-22		○	○	
問10-23		○	○	
問10-24		○	○	
問10-25		○	○	
問10-26		○	○	
問10-27		○	○	
問10-28		○	○	
問10-29		○	○	
分野⑤介護保険	問11-1-1		○	○
	問11-1-2		○	○
	問11-1-3		○	○
	問11-1-4		○	○
	問11-2-1		○	○
	問11-2-2		○	○
問11-2-3		○	○	
問11-2-4		○	○	
問11-2-5		○	○	
支部平均(分野①～④の平均)				
支部平均(分野①～⑤の平均)				

6 資料編

6 資料編(スクリーニング調査)

問番号	設問内容
問1	性別 * 本調査と共通
問2	年齢 * 本調査と共通
問3	職業
問4	会社全体の従業員数 【対象：会社経営者・事業主、会社・団体などの役員、会社員・団体職員、 契約社員・派遣社員、パートタイマー・アルバイト】
問5	加入している医療保険
問6	被保険者・被扶養者区分【対象：協会けんぽ加入者のみ】
問7	医療保険等に関する手続きや活動経験【対象：協会けんぽ加入者のみ】
問8	居住都道府県 協会けんぽの加入支部【対象：協会けんぽ加入者のみ】

<本調査対象者条件>

① 事業主である被保険者	問6で被保険者と回答、問3で「会社経営者・事業主」
② ①以外の被保険者	問6で被保険者と回答、問3で「会社経営者・事業主」以外と回答
③ 被扶養者	問6で「被扶養者」と回答

6 資料編(本調査)

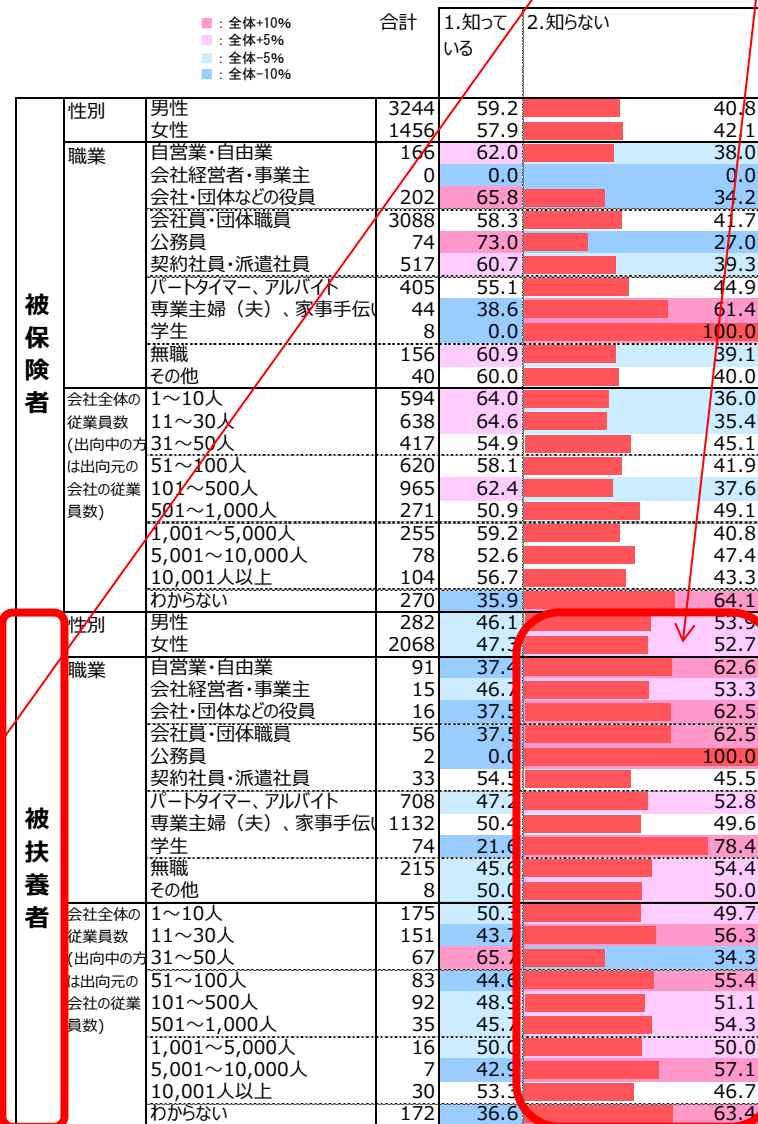
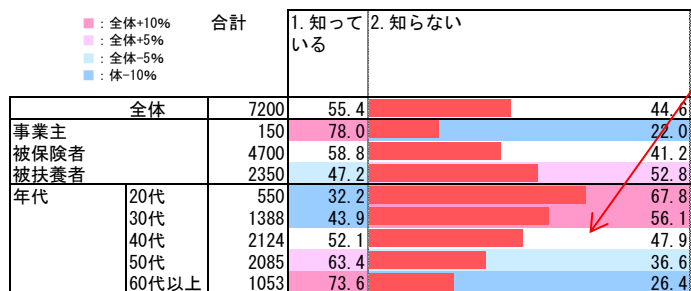
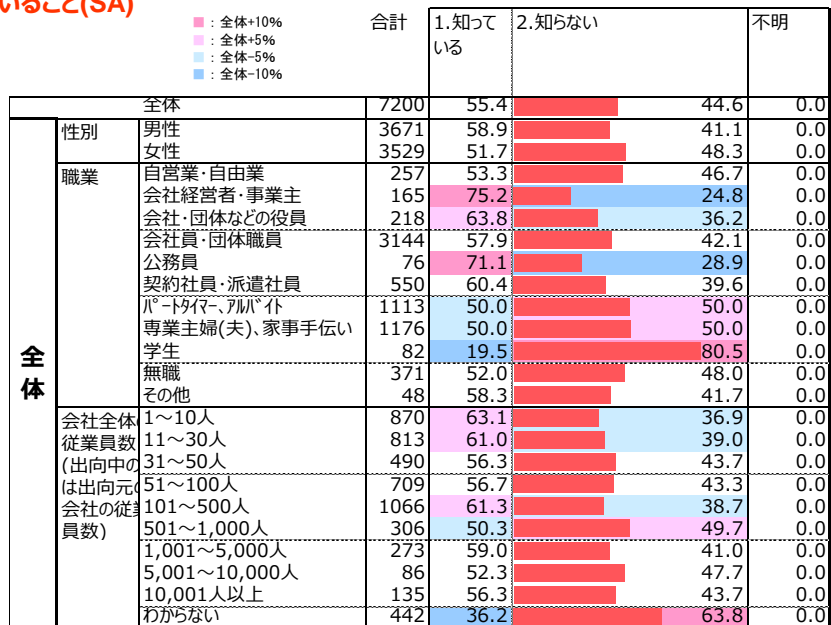
問番号	設問内容
問1	保険料率等に関する認知率
問2	医療保険の財源や用途等に関する認知率
問3	現金給付等の認知率
問4	現金給付に関してわかりにくいと感じること(複数回答)【対象：いずれかの現金給付認知率者】
問5	協会けんぽの健診認知率
問6	協会けんぽの健診手続きに関する認知率【対象：健診認知率者】
問7	協会けんぽの健診に関する取組認知率
問8	健診に関してわかりにくいと感じること(複数回答)
問9	医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知率
問10	医療のかかり方に関する内容の認知率
問11	職場での情報周知状況(複数回答)【対象：事業主・被保険者】
問12	情報を得やすい発信手段(複数回答)
問13	健康保険や健康づくりに必要・十分に得られていないと思われる情報(複数回答)
問14	現在の健康状態

協会けんぽの会員個人属性に見る活動認知の課題 と ベンチマークで見る認知浸透課題

協会けんぽの会員個人属性に見る活動認知の課題

- 「認知」「興味」が高く、かつ最もポイントダウンしている「保険料」の負担に関してみると、「被扶養者」の影響が大きく起因している。
- 更に明日の協会けんぽを支える「若年層」の非認知・非興味の構造に課題が見られる。

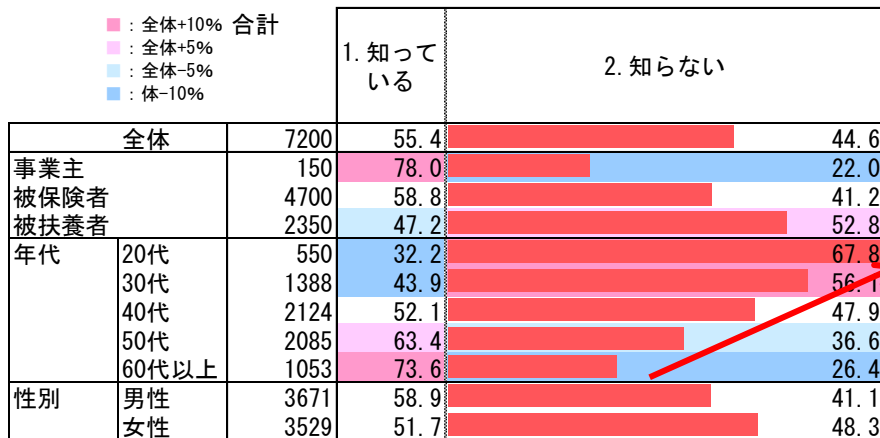
Q1-3[内容の認知]保険料は、被保険者と事業主（勤務先）が半分ずつ負担していること(SA)



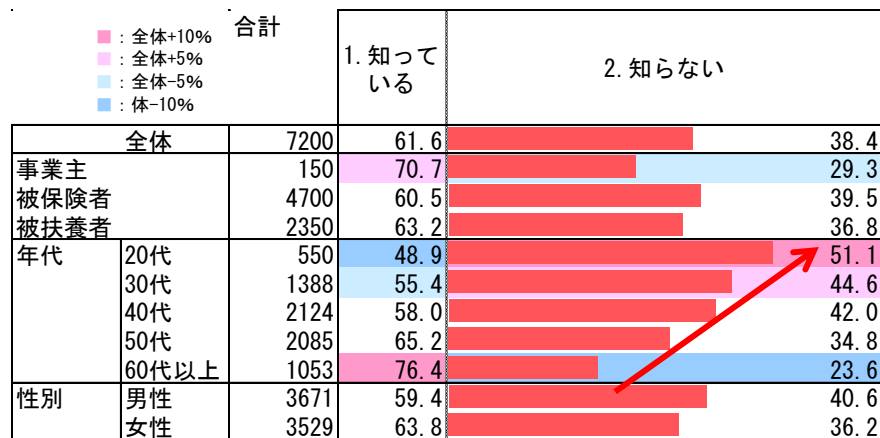
協会けんぽの会員個人属性に見る活動認知の課題

- 明日の協会けんぽを支える「若年層」の非認知・非興味の構造に課題が見られる。

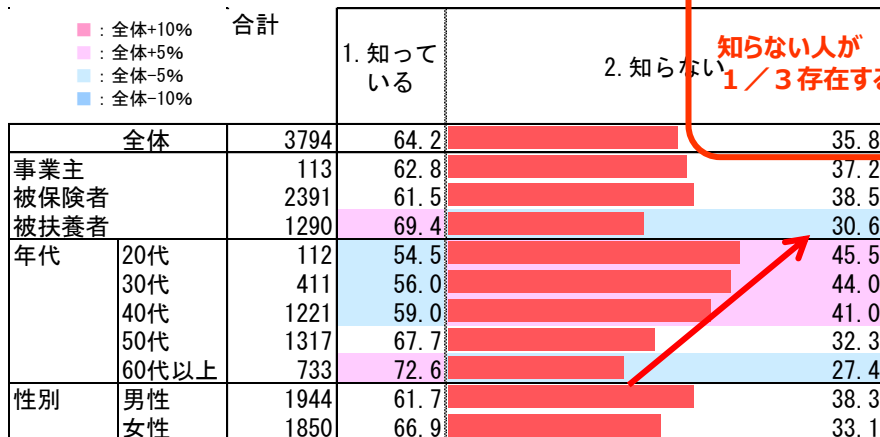
【内容の認知】保険料は、被保険者と事業主（勤務先）が半分ずつ負担していること



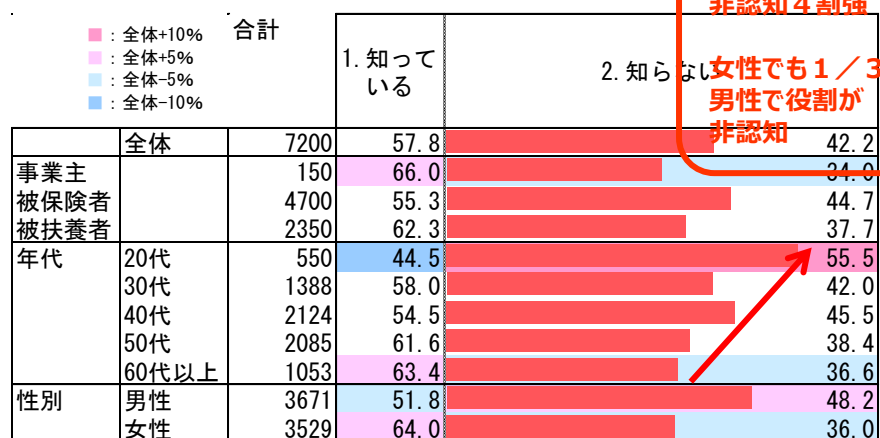
【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること



【協会けんぽの検診の内容認知】健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること



【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これをご存知ですか】
出産育児一時金



(3) ①協会けんぽの健診認知率

問5【事業主・被保険者：35歳以上】

協会けんぽでは、35歳以上の被保険者向けの健診として「生活習慣病予防健診」を実施しています(協会けんぽが費用の一部を負担しています)。

【被扶養者：40歳以上】

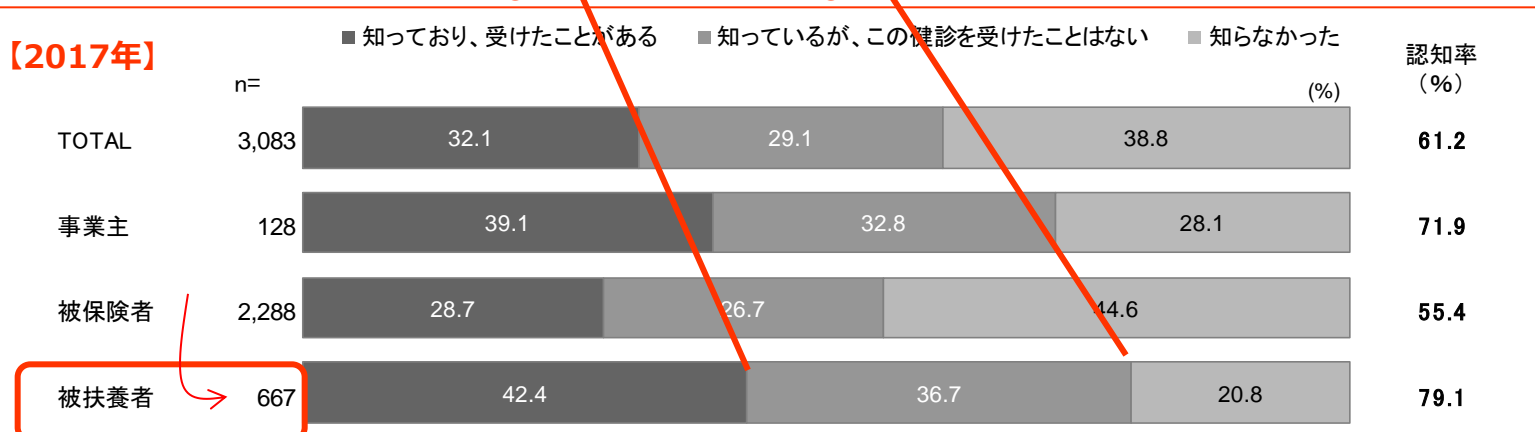
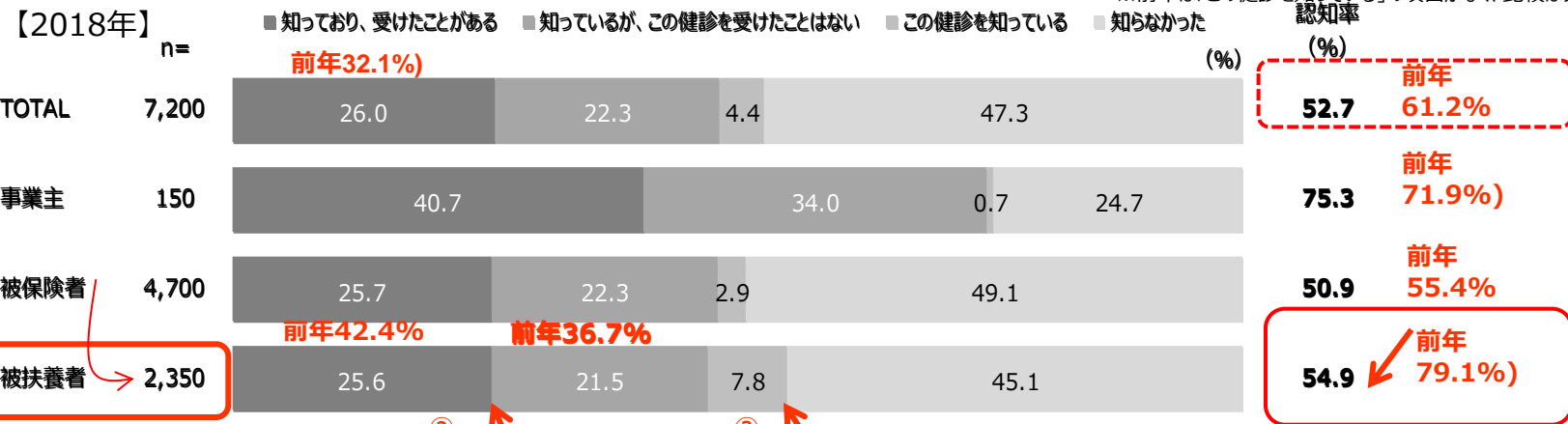
協会けんぽでは、被扶養者向けの健診として「特定健康診査」を実施しています。あなたはこの健診をご存知ですか。(回答は1つ)

※これらの健診は生活習慣病のリスクの早期発見と、リスクが見つかった方の生活習慣を改善していくための保健指導を受けていただくことを目的としています。

- ◆ 「知っているが、この健診を受けたことがない」人まで含めると、認知率は52.7%(前年61.2%)である。
- ◆ 一方で、「協会けんぽの健診の受診経験がある」のは26.0%(32.1%)であり、認知率者でも半数49.3%が「この健診を受けたことがない」と回答している。
- ◆ 被保険者の認知率は50.9%と低く、受診経験も25.7%(28.7%)とほぼ4人に1人の割合にとどまっている。

前年比較 被扶養者での「協会けんぽの健診の受診経験がある」は、前年42.4%から今回25.6%に落ちており、被扶養者での「知っているが、この健診を受けたことがない」が前年36.7%から21.5%に落ち込みが大きい。

※前年は「この健診を知っている」の項目がなく、比較はデータなし



調査結果のポイント 認知浸透課題

認知浸透が進んでいる健保項目 (%)

項目 2018年 TOTAL 7,200(4,402)

1. 被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること(事業主及び被扶養者) 73.9 %
2. 高額医療費 68.9
3. 健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること 64.2
4. ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3~5割程度薬代が安くなること 62.9
5. ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること 61.6
6. 被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと(事業主及び被保険者) 60.1
7. 出産育児一時金 57.8
8. 被扶養者の健診結果は、直接本人の手元に届くこと(被保険者及び被扶養者) 57.0
9. 保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること 55.4
10. 生活習慣病予防健診・特定健康診査の実施認知 52.7
11. 被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること 50.4
12. 被保険者の場合、一般的には事業主が健診機関への予約をとりまとめて、生活習慣病予防健診申込書を協会けんぽの加入支部に提出すること(事業主及び被保険者) 49.5
13. 出産手当金 49.4
14. 傷病手当金 47.2
15. 協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること 44.2
16. 被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること(事業主及び被保険者) 40.3

認知浸透が少ない健保項目 (%)

1. あなた(またはあなたの扶養者)の職場では健康宣言をしているかどうか 10.0 %
2. "コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること(事業主及び被保険者)*" 10.1
3. "健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス(銀行の低利融資や料金割引等)を受けられること(事業主及び被保険者)*" 11.1
4. "協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること(事業主及び被保険者)*" 12.2
5. あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か 12.9
6. 協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること 15.3
7. 協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること 17.0
8. 協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること 17.3
9. 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること 21.3
10. マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと 21.5
11. 任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければいけないこと 21.7
12. 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること 22.2
13. 協会けんぽ設立以来、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること 23.8
14. 協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること 25.6

調査結果のポイント 認知浸透課題

認知のダウンが見られる項目

※ダウンの大きな順位

1. 保険料は、被保険者と事業主（勤務先）が半分ずつ負担していること
2. ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること
3. 健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること
4. 出産育児一時金
5. 協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」（医療費通知）を送付していること
6. ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること
7. 傷病手当金
8. 高額医療費
9. 生活習慣病予防健診・特定健康診査の実施認知
10. 出産手当金
11. 被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと（事業主及び被保険者）

認知率の高い項目

※認知率の高い順位

認知率の低い項目

※認知率の低い順位

1. マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと
2. 協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること
3. 任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと
4. 協会けんぽ設立以来、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること
5. 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること
6. 協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること

認知の伸びが見られる項目

※伸びの大きな順位

1. 被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること（事業主及び被扶養者）
2. 被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること
3. 被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること（事業主及び被保険者）
4. 被扶養者の健診結果は、直接本人の手元に届くこと（被保険者及び被扶養者）
5. 被保険者の場合、一般的には事業主が健診機関への予約をとりまとめて、生活習慣病予防健診申込書を協会けんぽの加入支部に提出すること（事業主及び被保険者）

1. "健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス（銀行の低利融資や料金割引等）を受けられること（事業主及び被保険者）*"
2. "コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること（事業主及び被保険者）*"
3. "協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること（事業主及び被保険者）*"
4. あなた（またはあなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか
5. 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること
6. あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か
7. 協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること

調査結果のポイント 認知浸透課題

認知浸透が中間の健保項目 (%)

	%
1. 限度額適用認定証	38.1
2. 療養費の支給	35.6
3. 協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること	34.0
4. 協会けんぽの運営する健康保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること	33.3
5. 退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)があること	32.6
6. "事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること(事業主)*"	32.0
7. 健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること	31.9
8. "健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること(事業主及び被保険者)*"	30.2
9. この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)	28.5
10. 任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと	27.8
11. 保険料の額は、標準報酬月額(※)に保険料率をかけて計算されること	27.2

中間の健保項目 (+ - %)

	+ - %
1. "事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること(事業主)*"	+21.1
2. この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)	+ 9.8
3. "健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること(事業主及び被保険者)*"	+ 3.1
4. 保険料の額は、標準報酬月額(※)に保険料率をかけて計算されること	+ 1.4
5. 協会けんぽの運営する健康保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること	-2.7
6. 健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること	-3.2
7. 協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること	-3.3
8. 任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと	-8.2
9. 限度額適用認定証	-11.3
10. 療養費の支給	-12.0
11. 退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)があること	-12.3